

平成25年五條市議会第1回3月定例会（第2号）

日 時 平成25年3月7日（木） 午前10時 開議

議事日程

第1 一般質問

順	氏 名	質 問 事 項	答弁を求める者
1	堀 川 浩 美	1 国民健康保険の医療費の削減について (1) ジェネリック医薬品に対する取組について 2 天誅組大和義拳150年記念イベントについて (1) 市としての取組について 3 吉野川に堆積した土砂について (1) 堆積土砂の撤去について 4 学童保育について (1) 五條市の学童保育の現状について (2) 今後の計画について 5 火災予防について (1) 静電気と思われる火災について	部長 部長 部長 部長 消防長
2	吉 田 雅 範	1 (仮称)五條市新し尿処理施設について (1) 地元川端地区の要望について 2 新金剛トンネルについて (1) トンネルの必要性について 3 有害物質による大気汚染について (1) 本市における大気汚染の対策について 4 政治資金規正法について (1) 寄附行為について	市長・部長 市長・部長 部長 市長
3	山 口 耕 司	1 市民サービスの向上について (1) 住民票、印鑑証明の自動交付機設置について (2) 期日前投票の宣誓書について 2 介護保険制度の改善について (1) 住宅改修費の受領委任払い制度の導入について	市長・部長 部長

順	氏名	質問事項	答弁を求める者
	山口 耕司	<p>3 災害復旧について (1) 避難者の帰宅時期について (2) 仮設住宅入居期限の延長について</p> <p>4 3ワクチン（子宮頸がん、ヒブ（インフルエンザ菌b型）、小児用肺炎球菌）の定期接種化について (1) 実施状況について (2) これからの取組について（高齢者肺炎球菌ワクチンを含む）</p> <p>5 地域公共交通について (1) 今後の計画について</p>	<p>部長</p> <p>市長・部長</p> <p>市長・部長</p>
4	益田 吉博	<p>1 新庁舎整備事業について (1) 新庁舎整備事業支援業務委託料について</p> <p>2 新指定管理者制度に関する基本方針について (1) 改正事項について</p> <p>3 機構改革について (1) 危機管理監の設置について</p> <p>4 重要伝統的建造物群保存地区について (1) 無電柱化について</p> <p>5 五條市立中央体育館の建て替えについて (1) 建て替えの経緯・経過について (2) 建設予定地について (3) 建設費用及び財源の確保について (4) 新旧体育館の利用及び経費について</p> <p>6 水道事業について (1) 上水道の水利権について (2) 岡中継施設について</p> <p>7 結婚相談所の開設について (1) 子どもサポートセンター内への開設について</p> <p>8 （仮称）五條市新し尿処理施設について (1) 地元住民との協議について (2) 吉野町の負担について</p>	<p>市長・部長</p> <p>市長・部長</p> <p>市長・部長</p> <p>市長・部長</p> <p>市長・部長</p> <p>市長・水道局長</p> <p>市長・部長</p> <p>市長・部長</p>

順	氏名	質問事項	答弁を求める者
5	福塚 実	1 市の公用車の集中管理について (1) 公用車の台数について (2) 公用車の車検・整備について 2 市の財政状況について (1) 財政の健全化について 3 (仮称) 五條市新し尿処理施設について (1) 契約の相手方について	市長・部長 市長・部長 市長・部長
6	藤 富 美恵子	1 体罰について 2 市営墓地について 3 家庭用生ごみ処理機器購入費補助金 400万円について 4 太田市長の「五條市が推進すべき事業」について 5 女性管理職の積極的な登用について	教育長・部長 市長・部長 市長・部長 市長 市長
7	大 谷 龍 雄	1 当面のごみ処理の改善とやまと広域環境衛生事務組合のごみ処理施設完成後のごみ処理について (1) ごみの細分別開始時期と分別内容について (2) 市民への早期の説明とその内容について (3) ごみ集積場の効率化と必要に応じた確保について (4) やまと広域環境衛生事務組合で検討されているリサイクル施設に関する市長の判断について (5) やまと広域環境衛生事務組合のごみ処理場完成後における五條市のごみの分別について 2 火災予防について (1) 今後の防止対策と指導について 3 五條市の地域公共交通の利便性の向上を目指した施策の改善について (1) デマンド型乗合タクシーの利用に関する事前連絡の改善について (2) 南和広域医療組合の救急病院の利便性と併せた交通網の充実について 4 鳥獣被害防止対策の強化について	市長・部長 市長・消防長 市長・部長 市長・部長

本日の会議に付した事件

藤富美恵子議員の一般質問まで

出席議員(十二名)

欠席議員(二名)

説明のための出席者

十三番	十番	十五番	十四番	十二番	十一番	九番	八番	七番	六番	四番	三番	二番	一番
土井	山田	田原	大谷	花谷	峯林	益田	池上	藤富	川村	堀川	吉田	山口	福塚
康	澄	清	龍	昭	宏	吉	輝	美	家	浩	雅	耕	
嗣	雄	孝	雄	典	政	博	雄	子	廣	美	範	司	実

事務局職員出席者

事務局次長	事務局次長	市長
	秘書課長	教育長
	市長公室次長	市長公室長
	財政課長	総務部長
	大塔支所長	すこやか市民部長
	西吉野支所長	あんしん福祉部長
	会計管理者	産業環境部長
	水道局長	都市整備部長
	教育部長	消防長
	窪	森
	町	辻
	中	櫻
	上	山
	丸	竹
	山	檜
	和	堀
	新	太
	竹	
	河	
藤	村	田
乾	本	内
	井	内
	田	田
	田	好
	山	勝
	永	孝
	口	正
	本	佳
	井	敏
	本	信
	田	敬
	内	邦
	内	和
	成	成
	伸	成
	好	好
谷	康	友
	勝	治
	健	夫
	剛	明
	善	久
	勝	秀
	孝	男
	正	充
	佳	治
	敏	秀
	信	弘
	敬	彦
	邦	彦
	和	三
	成	美
	成	彦
	好	吉
光	友	起
	治	紀
	夫	
	明	
	久	
	秀	
	男	
	充	
	治	
	秀	
	弘	
	彦	
	彦	
	三	
	美	
	彦	
	吉	
一	友	
旬	治	

事務局係長 笹谷
事務局主任 片山
速記者 柳ヶ瀬
五 仁 美 豊

午前十時一分再開

○議長（峯林宏政）ただいまから、去る四日の散会前に引き続き本会議を再開いたします。
土井康嗣議員及び山田澄雄議員から欠席届が出ております。
ただいまの出席議員数は定足数に達しておりますので、会議が成立いたします。

○議長（峯林宏政）本日の日程につきましては、お手元に配布済みのとおりであります。
配布漏れはございませんか。――。
これより日程に入ります。

○議長（峯林宏政）日程第一、一般質問を行います。
この際、申し上げます。議員各位の質問並びに理事者側の答弁は明瞭、的確にお願いいたします。
議員各位には申合せのとおり、一般質問は全て質問席から一問一答方式により行うことといたします。
なお、理事者側の答弁は全て自席からいたしますので、本趣旨を御理解いただき、議会運営に御協力くださいますようお願いいたします。

また、議員各位には、一般質問の時間は質問と答弁を含めて九十分以内といたします。
理事者側各位にも御協力をお願いいたします。
初めに、四番堀川浩美議員の質問を許します。四番堀川浩美議員。

〔四番 堀川浩美質問席へ〕

○四番（堀川浩美）おはようございます。

議長からの発言の許可をいただきましたので、通告どおり質問をさせていただきます。

一、国民健康保険の医療費の削減について。（一）ジェネリック医薬品に対する取組について、関係部長お尋ねいたします。

○議長（峯林宏政）山本すこやか市民部長。

○すこやか市民部長（山本邦美）四番堀川議員の御質問にお答え申し上げます。

ジェネリック医薬品とは、後発医薬品として、新薬の一定期間の製造・販売ができる特許期間が切れた後に、新薬と同じ有効成分・効用で作られた医薬品です。そのため、開発費用が少なく、安価に販売することができるもので、新薬の約三割から七割程度の価格で販売されており、ジェネリック医薬品を選択すれば、本人の薬代が節約され、また医療費の減額にもつながることから、国において利用促進されているものです。

特に糖尿病、高血圧など、治療が長期にわたる慢性疾患の方に経済効果があるといわれています。しかし、国において、平成二十四年度数量シェアを三〇パーセント以上にするとの数値目標が設定されいながら、平成二十三年九月現在では数量シェア二二・八パーセントにとどまっているため、ジェネリック医薬品の差額通知等の啓発により使用促進が進められております。

ジェネリック医薬品の差額通知というのは、現在服用している新薬をジェネリック医薬品に切り替えた場合に、どの程度薬代の自己負担額が軽減できるかをお知らせするもので、既に県内十二市のうち、九市が実施しており一定の効果を上げています。当市におきましては、平成二十五年度の実施に向けて、広報五條への掲載や今後送付する通知書等に散らしを同封したりしながらジェネリック医薬品の周知を図っていきたいと考えております。

なお、差額通知は、平成二十五年度に二回を予定しております。

最後にジェネリック医薬品に切り替えるには、病気や体質により変更できないこともあるので、掛かり付けの医師や薬剤師に相談することが大切であると考えております。

以上、答弁とさせていただきます。（「四番」の声あり）

○議長（峯林宏政）四番堀川浩美議員。

○四番（堀川浩美）丁寧な回答いただきました。是非ジェネリック医薬品を服用し、自分も体験

したいと思っております。

何よりも大切なのは、五條市民にジェネリック医薬品を理解していただくことが大事です。日頃から病気に掛からないように体を鍛えていくことは大切ですが、一度病気になるますと仕事を休まなくてはなりません。仕事に行かなくてはお金が入ってきません。家計を苦しめます。薬代がジェネリック医薬品で安くなるということは、真に助けの神でございます。

大切なことは病気の早期発見と早期治療です。保険課の方々には大変お世話になりますが、たゆまぬ努力でしっかりと取り組んでいただきたいと思えます。

次にまいります。

二番、天誅組大和義挙百五十年記念イベントについて。

明治維新の先駆けになった、天誅組大和義挙から今年で百五十年の記念イベントに、天誅組の物語を五條市挙げての大河ドラマになるぐらいに大きく宣伝していただきたいと思えますが、五條市の記念イベントの取組について、お尋ねいたします。

○議長（峯林宏政） 辻産業環境部長。

○産業環境部長（辻 信彦） 四番堀川議員の御質問にお答えを申し上げます。

天誅組が兵を挙げて今年が百五十年の節目の年に当たります。

天誅組に関しては、以前から「維新の魁・天誅組」保存伝承・顕彰推進協議会が積極的に活動を展開されており、百五十年の節目を迎えるに当たり「記念事業実行委員会」を既に立ち上げ、活動されております。

実行委員会独自のネットワークで県内外の団体と協力し、様々な取組をされると聞いております。

市といたしましても、実行委員会のイベントと協働し、予算の範囲内で補助しながら取り組んでまいりたいと考えております。

また、本市を始め天誅組にゆかりのある他の市町村でもそれぞれ記念のイベントを計画しているようでございます。それぞれの団体が計画しているイベント開催とは別に関係市町村が連携して協議会を組織し、単独ではできない規模のものを開催したいと協議を重ねてまいりました。このたび協議が整いまして、本市と十津川村、東吉野村、安堵町の四市町村で「天誅組市町村連携協議会」をスタートさせるところでございます。

四市町村が連携し、また県の補助もいただいて都市部において展示会、またシンポジウムの開催を計画しております。

また、各市町村の天誅組との関わりと、観光案内も掲載した合同冊子の発行も予定しております。

いずれにいたしましても、「天誅組百五十年」を題材として私たちの町を広くPRし、観光客の招致に取り組んでまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。（「四番」の声あり）

○議長（峯林宏政） 四番堀川浩美議員。

○四番（堀川浩美） 限られた予算を最大限に生かし、五條市をアピールする絶好のチャンスだと思えます。良いアイデアを持っている方も大勢おられると思いますので、みんなの知恵を結集して、記念イベントを成功するようにしっかりと取り組んでいただきたいと思います。

次に移ります。

三番、吉野川に堆積した土砂について。（一）堆積土砂の撤去について。平成二十三年の大水害は熊野川水系に大被害を受けました。いつまた吉野川水系にも大水が出るかもわかりません。五條の町が水浸しにならないようにするために、吉野川の御蔵橋から相谷橋に堆積した土砂を撤去する取組について、お尋ねいたします。

○議長（峯林宏政） 森本都市整備部長。

○都市整備部長（森本敏弘） 四番堀川議員の御質問にお答え申し上げます。

五條市内を流れます吉野川の下流域、御蔵橋から阪合部橋の間には、河川内に大量の土砂が上流域より堆積され中州状態になっており、河道を狭くする形となっております。

このような状況の中、吉野川本流及び支流域併せた上流域での荒廢地の拡大と、昨今、全国的に多発しておりますゲリラ豪雨ともいわれる集中豪雨や、一昨年の台風十二号の記録的豪雨などで大きな被害が市民の身近に起こり、緊急な河川整備が求められております。

過去の議会の一般質問におきましても、この件について市としての考えや、国土交通省への要望活動の状況等について御質問をいただき、その時点での状況を答弁させていただいており、市といたしましても、引き続き国土交通省への要望を続けているところでございます。

そして、本年二月末において、国の平成二十四年度補正予算の閣議決定がなされ、この五條地域に二億九千万円の事業費の配分がなされたとの連絡が、国よりありました。

その中には、当初より計画がありました二見地区、野原西地区の築堤整備以外に、「紀の川河川改修事業「大津地区河道掘削」が含まれてお

り、詳しい内容は、まだわかりませんが、必要な河道面積の確保するための整備工事を実施し、土砂の堆積が抑止される河川形状を構築するものであるというふうに聞いております。

なお、この事業、工事実施期間については、雨期を外した秋以降の予定というように聞いております。

今後も五條市域の早期河川改修の要望を行い、一日も早く市民が洪水の不安から解消されるような河川環境の整備づくりに取り組んでまいりたい、このように考えております。

以上で答弁とさせていただきます。（「四番」の声あり）

○議長（峯林宏政） 四番堀川浩美議員。

○四番（堀川浩美） ありがとうございます。

一日も早く取り組んでいただけますよう、よろしくお願いいたします。

四番、学童保育について。（一）五條市の学童保育の現状について教えてください。

○議長（峯林宏政） 櫻井あんしん福祉部長。

○あんしん福祉部長（櫻井敬三） 四番堀川議員の御質問にお答えを申し上げます。

五條市の学童保育の現状についてでございますが、学童保育は小学校に就学しております小学校一年から三年生の児童にあつて、保護者が労働等により昼間家庭にいない者に対して、授業修了後、施設を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、児童の健全な育成を図ることを目的に運営しております。

現在の市の学童保育所の状況でございますが、市内には、公立学童保育所が牧野、北宇智、宇智学童と三箇所、運営を委託しております私立学童保育所が、ちべん、なかよしの二箇所、合計五箇所の学童保育所がございます。

平成二十四年度の利用実績といたしまして、公立の学童保育所の牧野学童保育所は五十八名、北宇智学童は二十九名、宇智学童は二十九名と三箇所計百十六名、私立につきましては、ちべん学童が五十七名、なかよし学童が四十七名の二箇所百四名の合計で二百二十名の方に御利用いただいている状況でございます。

平成二十五年度の申込み状況につきましては、現在、公立の牧野学童が六十一名、北宇智学童が二十八名、宇智学童が二十九名の三箇所百十八名、私立につきましては、ちべん学童が五十七名、なかよし学童が五十五名、二箇所百十二名、合計二百三十名の申込みとなっております。

ります。

以上で答弁とさせていただきます。（「四番」の声あり）

○議長（峯林宏政） 四番堀川浩美議員。

○四番（堀川浩美） （二）今後の計画についてお尋ねいたします。

○議長（峯林宏政） 櫻井あんしん福祉部長。

○あんしん福祉部長（櫻井敬三） 四番堀川議員の御質問にお答えを申し上げます。

昨今の社会情勢から、両親の共稼ぎ家庭の増加や家庭の核家族化の進行により、学童保育を希望する家庭が年々増加傾向にあります。公立学童保育所が設置されていない五條、阪合部、野原、西吉野小学校校区の方につきましては、既存の公立学童保育所や、私立のちべん、なかよし学童保育所を利用しており、今まで特に設置の要望をいただいております。

今後の計画につきましては、国の動向や、社会情勢の変化とともに、女性の社会進出等の動きも更に加速されると想定されることから、学童保育所の設置希望者が増加してきた場合には、市の財政状況も勘案しながら、子育て支援の充実として前向きに学童保育所の設置を検討してまいりたいと考えております。

また、子ども・子育て支援法に基づく、子育て支援に対するニーズ調査を平成二十五年度で実施する予定であります。その際にも、学童保育に対する保護者等のニーズについて調査確認をしてまいります。

以上で答弁とさせていただきます。（「四番」の声あり）

○議長（峯林宏政） 四番堀川浩美議員。

○四番（堀川浩美） 働いているお母さんたちは大変喜んでおりますが、いまだに学童保育を実施していない学校も是非お願いいたします。

学校のPTAとか保護者会の声をよく聴いていただき、五條市の学童保育の幅を広げていただくよう取り組んでいただきたいと思います。

次にまいります。五番、火災予防について。（二）静電気と思われる火災について。

先月、二見五丁目西部砒油有限会社から静電気かと思われる火災がありました。隣には木工所がありますが、幸いにして風向きが木工所とは逆に吹いておりましたので、木工所の類焼は免れましたが、近所の人たちは燃えやすい油の加工については大変不安がっております。

再発防止のために、改善指導は行っておりますか、お尋ねいたします。

○議長（峯林宏政）窪消防長。

○消防長（窪 佳秀）四番堀川議員の御質問にお答え申し上げます。

まず最初に、西部砒油有限会社の事業概要について御説明申し上げます。西部砒油有限会社には危険物地下タンク貯蔵所、そして製造所及び一般取扱所の三つの危険物施設がございます。

地下タンク貯蔵所は法に基づきまして、平成十四年四月二十四日に設置許可を与えまして、平成十四年十一月二十八日に完成をいたしております。

そして、製造所及び一般取扱所は平成十四年九月十八日に設置許可を与え、平成十四年十一月二十八日に完成検査を実施しております。事業といたしましては、製油業ということで、許可時はA重油の精製しております。現在は灯油を精製しております。作業内容につきましては、原料から不純物を取り除いて灯油を精製しておるといような内容でございます。

次に、火災の概要について申し上げます。

この火災は、平成二十五年二月九日十一時二十二分に消防に通報がありまして、十二時三十五分に鎮火したものでございます。鉄骨二階建て四四一・七六平方メートルの建築物を焼損し、消防隊員一名が負傷した火災であります。負傷した隊員は、現在完治し二月十九日から通常勤務をしております。

消火活動につきましては、周囲への延焼防止のため建物外周部には水を掛け、そして内部の危険物に対しましては、危険物火災の消火に有効な泡消火薬剤と水を混合したもので消火をいたしました。

出火原因につきましては、あらゆる原因が考えられますが、議員御指摘の静電気によるものも原因の一つとして考えるものでございます。その可能性につきましては、現在機器の製造元に、静電気が原因であるかという形のこと調査を依頼しているところでございます。

今後の対策につきましては、火災時に危険物取扱者が外出し不在であったことから、危険物を取り扱う場合は必ず危険物取扱者が立ち会うよう文書で指示をいたしました。

また現在、西部砒油有限会社は、危険物を全て除去し休止しております。施設を再開するために改修するときには、事前に法に基づきまして変更許可申請を行うよう指示しているところでございます。

また後日、出火原因が判明した場合は、その原因に基づく対策を講じて、再発防止に努めるよう指導を行ってまいりたいと考えております。

す。

以上で答弁とさせていただきます。（「四番」の声あり）

○議長（峯林宏政） 四番堀川浩美議員。

○四番（堀川浩美） 再発防止のためにもできるだけだけの管理、御指導の方、ひとつよろしくお願いいたしまして、私の一般質問はこれで終了させていただきます。

○議長（峯林宏政） 以上で四番堀川浩美議員の質問を終わります。

次に、三番吉田雅範議員の質問を許します。三番吉田雅範議員。

〔三番 吉田雅範質問席へ〕

○三番（吉田雅範） おはようございます。

ただいま議長から発言の許可をいただきましたので、通告どおり一般質問をさせていただきます。

初めに（仮称）五條市新し尿処理施設について。（一）地元川端地区の要望についてお尋ねします。二見地区自治連合会からまとめた要望書は上がってきておりますか。

○議長（峯林宏政） 辻産業環境部長。

○産業環境部長（辻 信彦） 三番吉田議員の御質問にお答え申し上げます。

し尿処理施設の建て替えに伴う地元からの要望の経緯といたしましては、平成二十一年十月に二見地区自治連合会から要望書が提出され、同年十一月に市から回答をいたしております。

そして、平成二十三年十月に二見地区自治連合会から、市長が替わったこともあり、これまでの要望について再度回答するよう要望があり、同年十二月に市から回答をいたしました。

また、平成二十二年五月に二見地区自治連合会と市の間で締結した「環境整備事業に伴う覚書」では、環境整備事業は公園事業とするとなっております。

二見地区自治連合会では、その公園整備を含め環境保全について専門的に検討するため、二見地区環境保全専門委員が組織されました。そして、平成二十四年五月、委員に対し公園整備の候補地である市土地開発公社所有地について現地説明会を開催いたしました。

二見地区自治連合会としては、環境整備について各自治会で要望を出してもらい、自治連合会として要望書をとりまとめ、平成二十四年内をめどに提出することでしたが、現時点において市に提出されておらず、自治連合会で調整中であるということをお聞きしております。

今後、要望書が提出され次第、内容を精査して検討してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。（「三番」の声あり）

○議長（峯林宏政） 三番吉田雅範議員。

○三番（吉田雅範） 覚書ですけれども、これを読ませていただいておつたら年一回の環境懇談会を持つというふうには、五條市が主催するということを書いてありますけれども、最近でしたらいつ懇談会を持ちましたか。（「担当者」と打合せをさせていただきます。」の声あり）

○議長（峯林宏政） 辻産業環境部長。

○産業環境部長（辻 信彦） 失礼しました。

三番吉田議員の御質問にお答え申し上げます。

二十二年の五月十九日に覚書を交わしておりますが、その中で懇談会の開催につきましては改修された施設で稼働した後、というふうなことをうたっておりますので、まだ稼働しておりませんので、懇談会は開催をしております。

以上で答弁とさせていただきます。（「三番」の声あり）

○議長（峯林宏政） 三番吉田雅範議員。

○三番（吉田雅範） そやけど第四条で年一回はというのは、これは稼働してからというふうにとらせてもらってよろしいんですか。

○議長（峯林宏政） 辻産業環境部長。

○産業環境部長（辻 信彦） 三番吉田議員の御質問にお答え申し上げます。

当覚書締結後に建設及び改修された施設が稼働した後というふうなことです。今議員がおっしゃられた稼働した後ということですので、積んでいたで結構かと思えます。

以上でございます。（「三番」の声あり）

○議長（峯林宏政） 三番吉田雅範議員。

○三番（吉田雅範） それはそれとしていいんですけども、まだ二見地区自治連合会からその要望が出ていないという話だったんですけど

も、地元川端地区の方にお聞きすると、もう一年前に出してあると、連合会の方に。川端地区から自治連合会に出して市が関与するところじやないんかわかりませんが、しかしもう新し尿処理施設が決まって動き出そうとしているにもかかわらず、まだ地元から二見地区自治連合会からまとめた要望書が出てきていないということはどうかと思つて私も不審に思うし、また川端地区の人にお会いしたときも全然出してくれへんねん、わかっつとるよ、わかっつとるよと言いつつ、自治連合会長さんが提出してくれないと。川端地区にしたら建てるの地元なんで、特に心配しとるということですか。結局進んでしまつて、この覚書にも書いてありますけれども、すぐに着工と同時にせんでもということはどうたつてありますけれどね、やはりもう少し並行してやつていったらいいと思ひますんやけれども、市長どういふふうに思つておられますか。

○議長（峯林宏政） 太田市長。

○市長（太田好紀） 三番吉田議員の質問にお答え申し上げます。

まず二見自治連合会からの要望書ということで、過去の経緯もありまして基本的に今までどおりの流れでお願いをしています。まだ出していただけないということなので、早く出していただきたいということも、担当課からお話がついております。まだそれにおいては出てきていないのが事実でありますけれども、今議員がおっしゃったように、今後進めていく中で、早く対応したいと、そういう気持ちはございますけれども、ただ二見地区自治連合会等の地元の調整もついていないのかなと、それを拙速に私たちがどうこうということは言えませんので、なるべく早く担当課からも出していただけるように、そして出していただいたことに対応していく。それともう一つは、川端地区は処理施設を建てる場所でありまして、そこらと鑑みながら進めてまいりたいと、そういうふうに考えております。（「三番」の声あり）

○議長（峯林宏政） 三番吉田雅範議員。

○三番（吉田雅範） やはり市長もおっしゃつていただいたように、地元川端地区からつていのはもう一年も先に出してあるんで、それをどういふふうな連合会とはまた別に環境整備委員会というんですか、そういうのも作つてあるそうですので、特に川端地区、こちらから行つて国道より左側ですね、そこを中心とした意見、要望を重視していくのが本筋ではないかと思ひますけれども、それについてもう一つだけ市長にお尋ねしたいと思います。

○議長（峯林宏政） 太田市長。

○市長（太田好紀） 三番吉田議員の質問にお答え申し上げます。

二見地区自治連合会ということなので、国道から右、左というようなことは私から言えることはございません。ただ全体的な過去の流れもございます。そこで二見地区自治連合会としてどういう回答が出てくるのかということが大事でありますけれども、ただその処理施設を建てるのは川端地区ということだけは特に認識をして進めてまいりたいと、そういうように考えております。

以上です。（「三番」の声あり）

○議長（峯林宏政）三番吉田雅範議員。

○三番（吉田雅範）是非ともよろしくお願いいたします。

次に、新金剛トンネルについて。

五條市を含む近隣三町八村、紀伊半島も含め、農林・商工業・観光地の発展にはなくてはならないこの金剛トンネル、また道路であり、トンネルであると思っております。

京奈和自動車道が開通し、五條・新宮間の地域高規格道路が完成した暁には、新金剛トンネルの必要性が問われるのではなからうかと思えますけれども、その必要性について部長のお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（峯林宏政）森本都市整備部長。

○都市整備部長（森本敏弘）三番吉田議員の御質問にお答え申し上げます。

新金剛トンネルの必要性につきましては、平成二十一年七月に、最短で大阪府河南町と五條市をトンネルでつなぎ、広域的に紀伊半島と京阪神地域の連携強化を図ることを目的として、県南和地域一市三町八村の首長及び関係団体によって、新金剛トンネル推進協議会が設立されました。

しかし、当時よりこの事業を行うことが、五條市にとってどのような経済効果があるのかどうかという点で疑問がございました。そこで隣の御所市において、平成八年度に供用開始されました水越トンネルにおきまして御所市の状況を調べた結果、以降十五年間で四千人余りの人口減少、また、誘致企業もほとんどない現状でございました。

また、水越トンネルを経由します国道三〇九号線は、大阪側では、同じ河南町を通り富田林市の外環状線へとつながる道路であり、まだまだ、今後ばく大な費用の投資が必要な現状であります。

さらに、南和地域で一層進むであろう過疎化・少子高齢化は、各自治体の財政を圧迫し、道路を始めとする社会インフラ等の整備は非常に

困難になると考えられます。

よって、今の時点で、この五條市で市民のために考えるべきことや行うべきことがあるのではないかと、大阪地域への道路ネットワークも、京奈和自動車道の平成二十八年完成に向け整備が進む中、南阪奈道路や西名阪自動車道とのアクセスも順調に進んでおり、これら社会の情勢等を勘案し、各自治体の社会インフラ等の整備の進捗に一定のめどがつくまでは、当協議会活動は一時凍結ということ、平成二十四年七月に決定なされたところでございます。

以上で答弁とさせていただきます。（「三番」の声あり）

○議長（峯林宏政）三番吉田雅範議員。

○三番（吉田雅範）今、部長説明していただいたんですけども、やはり三町八村だけじゃなしに、紀伊半島全体を考えた場合に観光も含め、確かに過疎も進んでおることは確かでございます。しかしこの紀伊半島の発展また観光等々考える上において、この京奈和自動車道が平成二十八年に完成ということですけども、この五條・新宮間の地域高規格道路も徐々に完成していくんではなかるうかと思っております。そこで出来上がってそれからと言うんじやなしに、やはり十年、二十年見据えて、金剛トンネルという必要性が問われるんではなかるうかと思っております。

またそして、和歌山県田辺市から三重県の尾鷲市まで高速道路の計画があるというふうなことも聞いておりますので、それができると紀伊半島がUの字のように全部つながると、そうした場合に、地域高規格道路も五條・新宮間で、そうした場合にやはりこの過疎、過疎だけにするんじやなしに発展のためにはやはり新金剛トンネルが必要であろうと思っております。

そして国から以前ですか、三年間の調査費、トンネルだけじゃなしに交通量の調査費ですね、付いたにもかかわらず凍結に至った理由について市長の方からちよつと答弁の方、よろしくお願いいたします。

○議長（峯林宏政）太田市長。

○市長（太田好紀）吉田議員の質問にお答え申し上げます。

新金剛トンネルにおきましては、今るる部長の方から説明がありました。過去の経緯もございまして、新金剛トンネル推進協議会が設立されたということで、私が市長になってから一市三町八村ということで、いろいろな皆さんにもお話も聴きながら、凍結をするということで、各自治体に対してその文書を送らせていただきました。また大阪の河南町におきましても行かせていただき、その状況も確認したところ、こ

れはどうこうということではない。私どもは違うルートも考えているというようなお話もありまして、廃止するのではなくて凍結するという状況の中で御理解をさせていただきたいということで、それは結構ですよということで、凍結した経緯があります。それは先ほどもる部長の方からお話がありましたけれども、もう一つ強いて言えば、このトンネルに關しましては、御所から河南町に抜ける、そして五條から抜けるのも河南町に抜ける、だから同じところに抜けるという、私から言えば無意味だという認識がございました。同じような法線で五條から河内長野、そして御所から河南町というように出るところは今の計画では同じところであったということが第一であります。そういう状況から考えると、京奈和自動車道が二十八年に完成予定としています。大阪まで約五十五分ということで、これが一番有効であります。そういう形の中で、五條市の財政状況を鑑みたときに、実際に工事に掛かるのは新金剛トンネルについての経費が約三百三十億円と言われています。今年度一般会計予算総額からしたら実に一・七四倍の費用が必要となるという試算であります。そんなことを考えたときに、果たしてこれがこの先、子々孫々にその借金を負わすことが本当に今必要であるのか。それならもつと違う方向の道路網、いろんな形の中で整備する方が早期にするとところがまだまだあるのじゃないかなという判断をしたわけでありまして。そういう状況の中から、凍結ということで今後いろんな整備が全て終わって、そして次のステップに行く中においては、当然新金剛トンネルも検討の一つには入れてもよからうと思うのですが、現時点では今京奈和自動車道が開通するという時点において何の形も支障ないと、そういう判断をしているところです。

以上です。（「三番」の声あり）

○議長（峯林宏政） 三番吉田雅範議員。

○三番（吉田雅範） そしたら今後、市長としたら県・国に対しての新金剛トンネルの要望は近日中にはする気はないということですか。

○議長（峯林宏政） 太田市長。

○市長（太田好紀） 吉田議員の質問にお答え申し上げます。

要望活動というのは、何でもかんでもするというような、今国の財政も厳しい状況の中で、補正予算や新年度予算ではいろんなことを取り組んでおられます。私たちの自治体においても、やはり何でも要望活動をするのじゃなくて、絞った形の中でまずは高規格道路、早期に五條・新宮間、これを国直轄でやってほしいということで、お願いを、去年からもしていましたけれども、なかなか難しいということ、今度は地域指定をしてまた要望活動しています。そういう形の中で、あれもこれもと言うて、国はなかなかしていただけない。そういうことを考えれば、まず一番最初優先的な費用対効果も考えると、一番大事なところから進めていくべきだと、そういうように考えておりますので、今

後全てが終われば、またその次のステップとしては考えてもよからうかなという思いはしております。

以上です。（「三番」の声あり）

○議長（峯林宏政）三番吉田雅範議員。

○三番（吉田雅範）地域高規格道路のめどがついてからというような市長の話だったんですけども、この地域高規格道路というのは、これもともと国直轄ですやろ、確か私はそういうふうに聴いておるんですけども、替わったんですか。いつから分かれたんですか。

○議長（峯林宏政）太田市長。

○市長（太田好紀）吉田議員の質問に答えさせていただきます。

高規格道路というのは、直轄工事ではございません。県代行でやっている分と国から直轄でやっている部分的な二つの分です。進めております。全てが国の直轄ではない。国庫補助金をもらいながらやっているのは事実でありますけれども、国が全て直轄でやっているのではないかと。

以上です。（「三番」の声あり）

○議長（峯林宏政）三番吉田雅範議員。

○三番（吉田雅範）わかりました。

そしてこの地域高規格道路の完成のめどがついて、それから経済状況を見ておって、それから新金剛トンネルをするかせんかということを考えていくということですか。

○議長（峯林宏政）太田市長。

○市長（太田好紀）吉田議員の質問に答えさせていただきます。

高規格道路が終わったからといって、新金剛トンネルを次に考えるのではなく、いろいろとそれまでに整備するのは五條では相当でございます。だからそういうことも鑑みながら、そういうことがある程度方向性がついて次のステップとしてのときには考えたらよからう、ただし、これは奈良県側だけの問題ではございません。要するに五條市、そして県、国交省、そして大阪府、そしてその連携を取らなくてはできないということ、五條だけではなかなかやっつけられないということもございますので、そういうこと全体的なことを鑑みながら考えていきたい、そういうように考えております。（「三番」の声あり）

○議長（峯林宏政） 三番吉田雅範議員。

○三番（吉田雅範） わかりました。

私はやはり必要性をこれから一人でも訴えていきたいと思っております。

次の質問にまいりたいと思います。

有害物質による大気汚染について。

花粉・黄砂またそして今問題になっているPM_{2.5}、今回はPM_{2.5}に汚染された大気について質問させていただきます。肺がんやぜんそく、そして気管支炎を引き起こす有害物質、硫酸酸化物が含まれているPM_{2.5}が偏西風により北陸、東北地方まで飛来しておるといふこともテレビの方で報道されております。そして我が国では三五マイクログラムが暫定指針となっておりますが、最近国内で二倍の七〇マイクログラムが観測されております。

そこで本市としての大気汚染の対策についてお尋ねしたいんですけれども、大気汚染の原因となるPM_{2.5}は国内の発生もありますが、海外、特に中国からの流入量が多く健康への影響が懸念されているところでありますけれども、光化学スモッグ注意報などが発令されるようにPM_{2.5}の暫定数値を超えた場合の本市についての対策についてお聞きしたいと思います。

○議長（峯林宏政） 辻産業環境部長。

○産業環境部長（辻 信彦） 三番吉田議員の御質問にお答え申し上げます。

現在、大気汚染の原因とされる微小粒子状物質（PM_{2.5}）が中国から日本に飛来していることが問題となっております。

PM_{2.5}とは、大気中に漂う粒径二・五マイクロメートル以下の小さな粒子のことで、粒径が非常に小さいため呼吸器系や循環器系への影響が懸念されております。

奈良県におきましては、県内大気中のPM_{2.5}の測定結果を、二月一日から県の環境情報サイト「エコなら」において日ごとに公表しております。

また、二月十三日からは、環境省の大気汚染物質広域監視システム「そらまめ君」に掲載し、リアルタイムでデータの閲覧が可能となっております。

奈良県の状況としましては、本年一月一日から三月五日までの間で、環境基準の平均値である一立方メートル当たり三五マイクログラムを

超えた日は、一月十三日の三七マイクログラムと三月五日の三六・八マイクログラムの二日でありました。

環境基準は、人の健康の保護及び生活環境の保全の上で維持されることが望ましい基準であり、行政上の政策目標としての性質を有しており、環境基準を超えたからといって直ちに人の健康に影響を与えるものではありません。

しかしながら、環境省としましては、二月二十七日に専門家会合を開き、環境基準の二倍に当たる大気一立方メートル当たり七〇マイクログラムを超える予想される場合、都道府県が住民への外出の自粛などを注意喚起することを柱とした指針を決めました。ただし、法的な警報や注意報には当たらない暫定的なものとなっております。

市といたしましては、国・県と連携を図り、市民の皆様にご注意喚起を促すようにしてまいりたいと考えております。
以上、答弁とさせていただきます。（「三番」の声あり）

○議長（峯林宏政）三番吉田雅範議員。

○三番（吉田雅範）気管の弱い方でしたら、やはり発作なり起こすことがありますので、是非ともホームページなり、そしてまた月に一回広報の方に載せていただいて、次でしたらもう四月一日からになりますわね。是非とも載せていただいて、ホームページの方でも記載していただきたいと思えます。

それについてまた教育部長にお尋ねしたいんですけども、中国の北京そしてまた天津・華北省・山東省の学校では外出するときは、マスクの着用、また屋外の体育授業の取りやめ、不要な外出をしないようにというふうな生徒指導しておるわけなんですけども、本市では一時間の値において三五マイクログラムを超える場合、そしてまた今辻部長がおっしゃっていただきましたように七〇マイクログラム以上ですね、そういう健康被害の不安があると思いますので、教育委員会としての見解をお聞かせ願いたいと思います。

○議長（峯林宏政）町口教育部長。

○教育部長（町口正治）三番吉田議員の御質問にお答えを申し上げます。

本市の大気汚染につきましては、先ほど産業環境部長から答弁がございました。

重複するところがあると思いますが、この問題については現在のところ、先月二月二十七日に微小粒子状物質（PM_{2.5}）の暫定指針基準が環境省から発表され、三月六日、この暫定指針につきまして、各都道府県担当者への説明会を行い、その後市町村に対しその内容が周知されることになっております。

教育委員会といたしましては、今後、国や県から示される指示を踏まえて、市生活環境課と連携をとりながら、園児、児童、生徒の安全確保を図ってまいりたいと思っております。

現在のところ、微小粒子状物質（PM_{2.5}）濃度の観測数値につきましては、先ほどの答弁にありましたが、環境省の大気汚染物質広域監視システム「そらまめ君」や奈良県の環境情報サイト「エコなら」、奈良市ホームページなどで公表されておりますので、暫定の数値の上昇等、大事な情報につきましては、適宜、考慮の上、各学校・園に指示し、その状況によっては対応措置をとるなど、適切に対応してまいりたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。（「三番」の声あり）

○議長（峯林宏政）三番吉田雅範議員。

○三番（吉田雅範）はい、ありがとうございます。

この環境省の「そらまめ君」というのは天理にあると思うんですけども、天理以外で和歌山県、この金剛山あって和歌山県の市内より北部の方にあつた場合にそっちの、奈良県のホームページは天理の値を示しておると思うんですけども、和歌山の方の値もやはりちよつと気を付けていただいて、和歌山には「そらまめ君」がどこにあるかっつていうのは私今ちよつと調べてなくてわからないんですけども、その辺の方も併用して、そしてやっぱりお年寄り、また子供さん、また弱者に対しての周知を広報誌とまたホームページ等で徹底していただきたいと思っております。

次に、政治資金規正法についてお尋ねしたいと思います。

平成二十三年二月二日から平成二十三年五月六日までの収支報告の中の市長の寄附行為について、市長が寄附をした場合じゃなしに、寄附をされた場合についてお尋ねしたいと思います。

公職の候補者に対する寄附はいかなる場合、何人とも寄附を受けることができますか、できませんか。

○議長（峯林宏政）太田市長。

○市長（太田好紀）三番吉田議員の質問にお答えします。

御質問の寄附につきましては、平成二十三年四月執行の五條市長選挙における寄附についてと思われまます。

内容につきましては、選挙管理委員会事務局に提出してあります収支報告書のとおりであります。その内容は、金銭を伴わない無償労務

従事としての寄附であります。

公職選挙法に規定する「特定の寄附の禁止に該当しないか。」につきましては、寄附する側についての責務等の規定であり、受ける側としての法的な責務はないと考えています。

以上で終わります。（「三番」の声あり）

○議長（峯林宏政）三番吉田雅範議員。

○三番（吉田雅範）そうすると、政治資金規正法には該当しないと思います。しかし公職選挙法の規定には指名業者、現に契約を結んでいる業者、また業者の代表また個人からの寄附というものを市長はどういうふうにかけておられますか。

○議長（峯林宏政）太田市長。

○市長（太田好紀）吉田議員の質問に答えさせていただきます。

先ほども言ったように、受ける側、寄附行為についての責務は、受ける側としての法的な責務はないと考えています。

以上です。（「三番」の声あり）

○議長（峯林宏政）三番吉田雅範議員。

○三番（吉田雅範）これは以前に選挙管理委員会の方に御質問等々市民の方がされたんですけども、それをいただいたわけなんですけれども、この公職選挙法による寄附は駄目なのか、いいのかという指名業者からの寄附のことについてです。ちよつと読ませていただきます。「公職選挙法の規定によると、地方公共団体の議会の議員及び長の選挙にあつては、請負その他特別の利益を伴う契約の当事者である者は、当該選挙に関し寄附をしてはならないとされています。この場合の請負その他特別の利益を伴う契約の当事者とは、現に契約を結んでいる場合を指し、契約を結んでいないものや、当該契約が既に履行され、消滅したものは含まれないと考えられます。」というふうなことをいただいているんですけども、すぐ後の答えとして「業者からの献金について、会社等法人としての寄附は政治資金規正法の規定により認められません、その社長等が個人として行う場合は、当該寄附を行う時点において、当該地方公共団体との間に請負その他特別の利益を伴う契約が結ばれていない場合、選挙運動に関するもの限り、同一の相手方に対して年間百五十万まで：」と書いてあるんですけども、そうすると、私も選挙管理委員さんの方から答えいただいた、これそのとおりに読ませていただいたんですけども、そういうことは公職選挙法に当たらないという認識をさせてもらつてよろしいんですか。

○議長（峯林宏政）吉田議員、これ市長に対する個人的な一般質問やけれども、中の内容的なものは選管の方でちょっと調べてくれてあるんやけれども、市長としての答弁がなかなか理解できないところもあるということ。（「三番」の声あり）

○議長（峯林宏政）三番吉田雅範議員。

○三番（吉田雅範）市長と市長公室長との私、この間打合せをさせてもらったのですけれども、そのときに選挙管理委員会呼びますかと、それはそっちの方で委員長を呼んでいただくかということとは判断してもらった結構です。私の方からは呼んでくださいということは言いませんというふうに、質問取りのときにさせていただきました。

市長公室長してくれてもいいけれども、そやけどこういうことに関わるのやったら、やはり選挙管理委員長なり選挙管理委員の方と相談してもらって、私もわからないので質問をしておるので、こんな罪になるん違うかというのでなく、罪になりませんかというような、質問なんで、選挙管理委員会なりに聞いて確かめていただいてそれから返答いただくのが有り難いと思います。

○議長（峯林宏政）吉田議員、プライベートな市長に対する質問なのか、それともそれを含んだ公選法、また政治資金規正法に基づいて、恐らく今の質問だったら政治資金規正法ではなくて公選法に基づくような質問内容に僕は捉えているのですけれども、その辺のことはやっぱりはっきりする意味で選管の事務局長なりから聞くような形でどうかと思うのです。ちょっと待つてください。

私、議長として申し上げたいのは、こういうふうなことは、選管の事務局長、それをこの場に呼ばせていただいて、そこからそれなりの答弁をしていただいて、なおかつ市長は市長なりの立場で再度答弁するというような形をとられるような方法でやっていきたいと思いますが、どうですか。

河村課長、議場にありますので。そちらで。

○ふるさと創造課長（河村康友）吉田議員さんの御質問にお答えさせていただきます。

今市長が答弁されたとおり、今回の市長選挙におきます収支報告書の内容につきましては、金銭を伴わない無償労務従事としての寄附でございます。日当、何日来たか、それに掛ける時間ということで、無償奉仕の分を指しております。それにつきましては、今吉田議員がおっしゃいますように、今の条文につきましては、それは間違いございません。そのとおりでございます。しかしながら、今回の市長選挙に關しましては、無償の労務の対価ということでございます。県の方の選管とも確認をとりましたところ、何ら問題はないというふうに回答を得ております。

以上でございます。（「三番」の声あり）

○議長（峯林宏政）三番吉田雅範議員。

○三番（吉田雅範）そうすると、選挙に係る労務ということで指名業者であってもそれは許されるということですね。

○議長（峯林宏政）河村ふるさと創造課長。

○ふるさと創造課長（河村康友）吉田議員の質問にお答えをさせていただきます。

そのとおりでございます。

以上でございます。（「三番」の声あり）

○議長（峯林宏政）三番吉田雅範議員。

○三番（吉田雅範）わかりました。また私なりに調べさせていたきたいと思います。

これを持ちまして、私の一般質問を終わりたいと思います。

○議長（峯林宏政）以上で、三番吉田雅範議員の質問を終わります。

次に、二番山口耕司議員の質問を許します。二番山口耕司議員。

〔二番 山口耕司質問席へ〕

○二番（山口耕司）議長から発言の許可をいただきましたので、二番、公明党、山口耕司の一般質問を通告のとおりさせていただきますのでよろしくお願い申し上げます。

一、市民サービスの向上についてでございます。

市が行う公共サービスは、民間サービスと異なり地域内に同種のサービスが存在しないため、競争原理が働きません。行政サービスで市民の満足度を向上させるためには、市民側のニーズ、要望を積極的にくみ上げていかななくてはならないと思います。

そこで、（一）住民票、印鑑証明の自動交付機設置についてでございます。生駒市では、平成二十三年四月一日から全国のセブンイレブンの多機能端末（マルチコピー機）で、住民基本台帳カード、いわゆる住基カードを使って住民票の写し・印鑑登録証明書が取得できるようになりました。

このサービスを利用するには、住基カードの取得とコンビニ交付サービス利用登録が必要で、市民課で手続きをしてからになります。取

得できる証明書といたしましては、住民票の写し、また印鑑登録証明書、そして戸籍の全部事項・個人事項証明書、そして戸籍の附票の写しがあり、利用時間としては、午前六時半から夜の十一時までということになっております。手数料は、住民票の写し、印鑑登録証明、戸籍の附票の写しであれば、一通百五十円でできる。市民課の窓口及びサービスコーナーでは三百円が掛かっておるといふことでございます。

また、隣の橋本市や檀原市では、セブンイレブンでは行っておりませんが、自動交付機が設置されております。

隣の橋本市を紹介いたしますと、設置場所につきましては、市役所の一階玄関ホール、また高野口地区公民館ホール、紀見北地区公民館ホール、城山台センター街と、この四箇所を設置しており、利用時間は、いわゆる休日がないということなんです。そして午前八時半から夜の八時までやっているということでございます。

先ほども言いましたように、請求できる書類は先ほどのとおりでございます。

いわゆるこの自動交付機を設置することによって、平日の時間外や休日にも住民票の写しや印鑑登録証明書が取得できるわけでございます。セブンイレブンですと、全国どこのセブンイレブンでも、東京に出張している場合でもそこで住基カードがあれば、住民票が取り出せるというのでございますけれども、このいわゆる五條市でもそれを置けば、職員を介さずに自動交付機で住民票の写しや印鑑登録証明書の交付が受けられて、とても便利なものがございます。

本市におきましても、住民票、印鑑証明の自動交付機の設置を求めたく担当部長に、この件をお尋ねいたします。

○議長（峯林宏政） 山本すこやか市民部長。

○すこやか市民部長（山本邦美） 二番山口議員の御質問にお答え申し上げます。

市民課の窓口以外での住民票や印鑑証明書の交付が可能な制度としては、住民票等の自動交付機とコンビニエンスストアにおける証明書等の自動交付があります。

県内では檀原市、天理市が住民票等の自動交付機を設置しており、近隣では橋本市が同装置を設置しております。またコンビニエンスストアにおける証明書等の自動交付制度は、生駒市が採用しております。

御質問の趣旨より、市民の利便性という観点から言いますと、交付が可能な時間、交付が可能な場所の数で新しい制度であるコンビニ交付が優れていると思われまます。

この制度は、住民基本台帳カードとその暗証番号を利用して、指定されたコンビニに設置されている多機能端末機で住民票等を取得できる

もので、夜十一時まで利用が可能です。今後は、利用可能なコンビニエンスストアも増える見込みです。

コンビニ交付を導入するには、住民情報のコンピュータシステムを改修し、専用の機器を導入し、通信のネットワークを構築する必要があります。また住民基本台帳カードを発行する必要があります。

今般、本市が住民情報のコンピュータシステムの更新を検討していること、またマイナンバー制度が導入される時期などを注視しながら、自動交付機の設置についてはもう少し検討をさせていただきたいと考えています。

また、実際、本市においても時間外や休日の住民票等の交付の問合せがありますが、郵便請求の方法や委任状による代理人請求の方法を説明し対応しております。

今後市民の方が利用しやすい窓口対応を心掛けていきたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。（「二番」の声あり）

○議長（峯林宏政）二番山口耕司議員。

○二番（山口耕司）今の答弁では、コンピュータ等システムをきちつと整理し、そしてマイナンバー法案がきちつと成立してから取り組むというふうにとらせていただきましたけれども、マイナンバー法案も、国民一人ひとりに番号を割り振って所得や納税実績、社会保障に関する個人情報をも一つの番号で管理するというマイナンバーでございますけれども、本国会で成立する見込みだという話も聞いております。これ成立いたしますと、平成二十八年一月くらいに利用開始になるのではないかとこのことでございます。ですので、まだまだ三年ほど以上先の話であると思います。ですので、私は別にこのマイナンバーができてからというのでは、どこでもできる話ですわ。それ全てコンビニでやれる。段階的にやっていけばいいと思うのです。市役所の窓口に置いたり、極端な例ですけれども、イオンのどこかに設置させていただくとかいう、いわゆる住民の利便性がいいように先に取り組んでいただきたい、とりあえずその機械を設置すればいいだけであって、別にコンピュータシステムを改善しなくても、この機械を市役所の中に置けば、土・日も来られるし、発行できるということでございますけれども、その辺どうですか。答弁願います。

○議長（峯林宏政）山本すこやか市民部長。

○すこやか市民部長（山本邦美）山口議員の御質問にお答え申し上げます。

マイナンバー制度導入される時期よりもそういうことを考えないで今すぐに自動交付機の設置等を考えた方が、というお話なんですけれど

も、自動交付機を設置するには住民票のカード、住基カードというものを全市民に発行するというのが、またその作業が出てきます。それと機械を置いてすぐつながるわけではなくて、機械を持ってきてそれに電源さえつなげばつながるのではないということも重々御存じだとは思っています。その中で、ネットワークの機構を構築するに当たって先ほども言わせていただいたように、住民情報のコンピュータシステムの改修とかいうことが出てきますので、すぐに機械を設置するというのも、もう少し様子を見ながらやっていきたいなと思って思うのと、今現在市民の方から時間の範囲内に行けないというときには窓口の機械が稼働している時間内であれば、六時なんですけれども、その間までであればお待ちしますということで、受付をさせていただくこともありまされども、それは年に一、二回あるかないかという状態です。それと住民票を一つ取るにしましても、本籍を記入したものを取るのか、続柄を入れたものを取るのか、世帯主の入ったものを取るのかということの大変複雑な問題もありません、窓口で日々受付しておりますと、細かいところの説明というのが非常に丁寧に住民の方にした方がとりやすいというのが（議場に声あり）以上、答弁とさせていただきます。（「二番」の声あり）

○議長（峯林宏政）二番山口耕司議員。

○二番（山口耕司）それはわかっていますよ。お金を入れて、自動販売機でジュースを買うようなわけにはいけないのはわかっています。ただ、あれば便利です。あれば便利、職員の方もあれば便利、個人的な、人に会うのも嫌やという方も、そういった市役所の雰囲気嫌や来にくいという方にも大変有り難い話、まして土・日も行ける。今六時までやれるという話も、どこに広報に載っているのですか。市民に知らされているのですか。知らされていないと思いますよ。当然市役所の時間は五時十五分で終わり誰でも認識ですわ。それ以降に行ったら誰も相手にしてくれないというのが、市民の認識だと思っておりますけれども、その中で、先ほど最初に申し上げましたように、この戸籍のいろんなことの市民サービスというのは、市役所でしかできないことなんです、ほかの業者が誰もできない、そういったところに利便性を発揮していかないと、どこにサービスがあるのですか。その辺のものの捉え方、当然コンピュータとつないでいかなければならないのは当たり前前の話でございますわ、それを市役所に置けば大変助かると思うのです。その辺市長、どうお考えですか。答弁願います。

○議長（峯林宏政）太田市長。

○市長（太田好紀）二番山口議員の質問にお答申し上げたいと思います。

る担当部長の方から説明があったように、なかなか厳しい状況がある。ただ、山口議員がおっしゃったように、市民の利便性を考えたときにどうしたらいいのかということは常に考えていかなければならない、その中でこの自動交付機という一つのことも考える。いろんな形の

中で今、総合的な判断をしていく中で、いろんな工夫をすれば、またいろんな形の中で市民にも利便性が生じるのではないかなというの、今すぐにとというのは、なかなか今言ったように難しいところがありますけれども、それに替わった形の中で今やれることからまずやっていくような、そういう考え方もあるんじゃないかなと思います。そこをまた、担当課と密に連携を取りながら利便性のいい方向に進むように努力したいと、そういうように考えています。

御理解をよろしくお願い申し上げます。（「二番」の声あり）

○議長（峯林宏政）二番山口耕司議員。

○二番（山口耕司）先ほどおっしゃっていただきましたけれども、六時までやれるならやれると、きちっと市民に知らせるべきだと思うのですが、けれどもね。その辺どう考えますか。部長。

○議長（峯林宏政）山本すこやか市民部長。

○すこやか市民部長（山本邦美）山口議員の御質問にお答えいたします。

六時まで延長して利用される方が多いようであれば、毎日ではないですけれども、曜日を決めてというふうなことになりますと、住基システムの延長の料金もとられませんし、考えていく一つの方法ではないかと、市民のためになるのであれば考えていった方がいいのかなとは考えております。

以上、答弁とさせていただきます。（「二番」の声あり）

○議長（峯林宏政）二番山口耕司議員。

○二番（山口耕司）やれるということですね、曜日を決めて、取り組む日を決めてやれるという、今お話を聞かせていただきました。それでしたら、市民の皆さんにいつ何日の、月のうち曜日なり、また日を指定して、この日に利用してくださいということを知らせていただきたいと思えます。それは可能ですか。答弁願います。

○議長（峯林宏政）山本すこやか市民部長。

○すこやか市民部長（山本邦美）その点につきましては、また課の中で話し合いをしまして、いい日を決めていきたいと思えます。

以上、答弁とさせていただきます。（「二番」の声あり）

○議長（峯林宏政）二番山口耕司議員。

○二番（山口耕司）どうかよろしくお願い申し上げます。

この交付機に当たっても検討していただいて、早急な対応をお願いしたいと思います。ただコンピューターうんぬんの話がありますけれども、市長の所信表明でもクラウドを使っていくという方向性は示されました。それは大変いいことだと思っております。しかしながら市民の利便性を考えるともっと早く取り組みなくてはならなかった問題なんです。今頃何を言うとなんと、よそらもっと早くからやって、もっと便利になつとるでということですね。五條が遅いにもかかわらずそういう答弁しか返ってこないということをしつかり職員の皆さんは考えていたきたい。こう思います。

次に移ります。

一、市民サービスの向上について。（二）期日前投票の宣誓書についてでございます。今年の二月一日の奈良新聞の記事、「二月三日投票の橿原市議会議員選挙で、市選挙管理委員会は、初めて各戸に配布する投票所入場整理券の裏面に期日前投票宣誓書を印刷する工夫を採用した。事前に記入してもらって投票所での手間を省くことで、投票率アップを図る。整理券に住所が印字されているため、有権者は住所記入の必要がなくなる一方、住所確認をしていた職員の事務も軽減。手狭な投票所の混雑解消も図る。」と掲載をされました。ほかに実施している自治体は、香芝市、宝塚市、摂津市等多くあり、本市においても実施の提案を申し上げます。

このことについて、これは先ほどとまた離れますので。

○議長（峯林宏政） 檜内市長公室長。

○市長公室長（檜内成吉） 二番山口議員の御質問にお答え申し上げます。

本市における五條市長選挙など過去七回の選挙の平均投票率は六七・五パーセントで、その中で投票者数に占める期日前投票者数の割合は一七・二パーセントとなっております。選挙により違いはありますが、期日前投票の利用者は徐々に増加傾向にあります。

期日前投票を行うには、公職選挙法施行令第四十九条の八に基づき当日投票に行けない旨の宣誓書を提出しなければならず、本市では期日前投票所において所定の宣誓書に記入をいただいております。

近隣の自治体においては、投票所入場整理券の裏面に期日前投票宣誓書を印刷し、有権者の皆様が事前に記入することでスムーズな投票ができる等利便性の向上を図っておるところがございます。

本市におきましても、更なる投票の機会と期日前投票に係る利便性の向上及び事務の効率化を目的として、入場整理券の裏面を利用した期

日前投票宣誓書の印刷を検討してまいりたいと存じます。

以上、答弁とさせていただきます。（「二番」の声あり）

○議長（峯林宏政）二番山口耕司議員。

○二番（山口耕司）確かに五條市は投票率もよく、期日前の参加も増えておるのが現状でございます。ほかの市であれば投票率アップのために期日前に来ていただいて、投票を済ますということなんですけれども、五條市においてはかなり投票率、この意識が高いということでございますけれども、やはり期日前に来る方のことを思えば、市役所に来て宣誓書を書くのではなしに、事前に書いておけば事務手続きも楽になっていきますし、大変本人も楽になると思うのです。ですので、しっかり、今前向きな答弁をいただきましたけれども、すぐには申しませんけれども、今度十一月くらいに実施されます選挙にはこれを利用していただきたいと思っておりますので、どうかよろしくお願いを申し上げます。

次に移ります。

二、介護保険制度の改善について。（一）住宅改修費の受領委任制度の導入について。平成十二年四月に介護保険制度が始まり十二年が経過しました。これまで三年ごとの見直し規定に沿って、その都度制度等の見直しが行われてきました。本年四月には介護報酬が改定され、各地域で新たな計画がスタートしたところでございます。

人口に占める高齢者の割合が年々増加する中、介護保険サービスの受給者数、一箇月平均も創設時の約二・二倍に増えており、これは平成二十二年度ですけれども、介護保険を取り巻く状況は年々変化している状況でございます。

今後、特に本市におきましても、急速に高齢化が進むことが予想される中、介護事業者・従事者・利用者それぞれの立場から多岐にわたる現場のニーズを受け止めつつ、状況に合わせた見直しが必要です。重要になってまいります。

最近、制度上の改善として多く寄せられる現場の声の一つが、金額のかさむ住宅改修費の補助について、いわゆる「償還払い」だけではなく「受領委任払い」を選択できるように改めてほしいというものでございます。

介護保険での住宅改修費、いわゆる手すりや段差解消の費用の支給は、利用者がいったん全額負担し、その後申請をして保険給付分の九割を受け取る償還払いが原則となっています。

一方で、一定の要件を満たせば、利用者が自己負担分の一割のみを事業者に支払えば、残額は自治体から事業者を支払われる「受領委任

払い」を導入し、「償還払い」との選択制をとっている自治体も出てきています。

利用者にとっては、一時的であれ全額負担となると相当な経済的負担を強いられることとなります。「償還払い」のみで制度運用している五條市では、「受領委任払い」の導入を進めることで実態として利用者の負担軽減を図ることができます。

導入に向けた検討・推進をしていただきますようお願いいたします。

担当部長、答弁をよろしく願います。

○議長（峯林宏政） 櫻井あんしん福祉部長。

○あんしん福祉部長（櫻井敬三） 二番山口議員の質問にお答えを申し上げます。

介護保険による住宅改修につきましては、要介護・要支援認定を受けた被保険者が手すりの取付け等の一定の住宅改修を実際に居住する住宅について行ったときに、住宅改修費のうち支給限度基準額二十万円の範囲内で、九割を支給する制度であります。

現在、五條市では、利用者に住宅改修支給申請書と工事見積書、理由書などを添付いただき、適正であるかどうか現地確認等を行い、工事実施施工完了後に領収書などを提出いただき確認した上で、住宅改修費の九割をお支払いしておるところでございます。

介護保険法では、利用者がいったん住宅改修費の全額を施工業者へ支払い、その後、保険支給額九割の支払を受ける「償還払い」を原則としております。

いったん全額を施工業者に支払うため、一時的に利用者の負担が大きくなる場合がございます。

このようなことから、施工業者が五條市から直接保険支給額九割を支払うことで一時的な負担を軽減することができる、御指摘のありました「受領委任払い」につきましては、今後、低所得者への負担軽減等の観点から導入を総合的に検討してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。（「二番」の声あり）

○議長（峯林宏政） 二番山口耕司議員。

○二番（山口耕司） 前向きな答弁、大変ありがとうございます。

受領委任払いを導入している自治体の数なんですけれども、平成二十三年四月一日現在、福祉用具購入費は四百二十七自治体、住宅改修費に関しては、五百四十三の自治体が受領委任払いを導入しております。この自治体の数というのは、千五百八十四件だそうでございますけれども、しっかり五條市も先ほども申しましたように、市民の利便性、市民のために思った行政をとっていくのであれば、今おっしゃっていた

いただいたことをしっかり検討していただいて、早急に取り組んでいただきたいと思っておりますので、どうかよろしくお願いを申し上げます。次の質問に移らせていただきます。

三、災害復旧について。今月四日と五日にわたって夕方六時十分よりNHK放送「ならナビ」で紀伊半島豪雨災害より一年半がたち「被災地は今」というテーマで放送されました。御覧になった方も多いかと思うのですが、各地の災害状況が映し出され、「県が行う道路災害工事は来年春までに完了」という見出しが出ました。

仮設住宅から自宅に戻った方の紹介があり、「自宅は安らぎが感じられる。仮設だと借りているという感じがあるので神経質になってしまふ。自分の家は、ずっと住んで来たところだから、明日はこうしようとか、生活の中の予定を持つことができる。」またその御主人は、「やっぱり落ち着く。生き生きする。思うように日常が過ごせる。」と語っておられました。

そして、岡口の仮設住宅集会所では「いきいきサロン」手芸教室を開催している様子が映し出され、その中の婦人は、「みんなでこうやってできるのは、いろんなことを忘れて過ごせる。」という方がおられました。

また、「見通しの説明がいつあるのかなあと、それは、心待ちに待っています。避難指示が解除になったら、前向きにいかしてもらわないといつまでもここで世話になるわけにもいかんし。」また、年配の婦人は、「ここでいったら近所の人が居てるから寂しいことはない、今度帰ったらどうしようかなと思う。安心して暮らせる場所が要る。」と話され、アナウンサーは、「仮設住宅の住まいは、落ち着くことができず、宙ぶらりん、具体的に帰る日は示されていない。」と解説をしておりました。

私も、以前より仮設住宅で暮らしている方々にこういったお話を聴かせていただいております。これはもう既に質問取りを終わった後のテレビ放映だったのですけれども、こういった話が本当の声だと思ひまして、ここで発言させていただいております。

それでは質問させていただきます。(一)の避難者の帰宅時期について、担当部長に尋ねます。

○議長(峯林宏政) 森本都市整備部長。

○都市整備部長(森本敏弘) 二番山口議員の質問にお答えを申し上げます。

避難者の帰宅時期についてでございます。

昨年十一月一日付けをもちまして、宇井・清水・閉君地区における災害対策工事の施工等によりまして、住家及び道路における危険事象発生に対しての安全性が図られたとの判断から、総合的に勘案し避難勧告が解除となり、帰宅していただけることになっております。

辻堂地区につきましては、県での災害関連緊急砂防事業によりまして、鍛冶屋谷及び柳谷の対策工事の実施が現在なされており、平成二十五年末末、いわゆる平成二十六年の三月をめどにえん堤、本体工が完了予定となっております。

対策工事の進捗等を踏まえまして、帰宅に向け関係機関と協議、調整してまいりたいというふうに考えております。

宇井・清水地区につきましては、小規模住宅地区改良事業として地区全体の計画を進める中で、住宅被害を受け、避難されている皆様を対象に意向調査等を踏まえ、平成二十六年三月をめどに阪本地区に四戸、宇井地区に二戸の公営賃貸住宅を建設する予定で今進めております。

また、仮設住宅に避難されている皆さんの意向、条件等に基づきまして、市営住宅のあっせん等も進めているところであります。

飛養曾、引土地区につきましては堂平地区の地滑りにより市道川西線の通行を制限しているところであります。

現在、林野庁におきまして堂平治山工事として、アンカー工事、集水ボーリング工事等が実施されております。

また、市道川西線の災害復旧事業につきましては、昨年十二月に国の災害査定を受け、林野庁の工事の進捗等を踏まえ、二十五年度に着手したいというふうに考えております。

全体事業の完成、非常に相当年の時期が必要となりますが、関係機関と協議を密にし、工事の進捗状況、あるいは調査データの集積等によりまして、一定の要件の下、解除に向け検討してまいりたい、このように考えております。

以上で答弁とさせていただきます。（「二番」の声あり）

○議長（峯林宏政）二番山口耕司議員。

○二番（山口耕司）今おっしゃっていただきました辻堂では、一四メートルのせきの設置工事が、本体工が鍛冶屋谷、柳谷両方とも、平成二十六年三月に出来上がるということですね。すみません、ちょっと聞き漏らしたのですけれども、飛養曾、引土、川西線に関してはいつ頃通れる見通しなのか、もう一度教えていただけますか。

○議長（峯林宏政）森本都市整備部長。

○都市整備部長（森本敏弘）二番山口議員の質問にお答え申し上げます。

飛養曾、引土でございます。これは先ほども少し説明させていただきましたが、林野庁の方で治山工事を今現在やっております。しかしかなり大きな規模の全体事業でございますので、全てをするということになりますと、非常に大きな時期と費用が掛かります。そんな中で、地滑りの中に我々の管理しております市道川西線もございます。それについても、林野庁の工事の進捗に併せて発注ということで今林野庁と協

議をしておるのですが、できたら二十五年度には完成をしたいと、そういうふうを考えております。

ただ、安全性をある程度確保しないとなかなか帰っていただくのは非常に難しいということで、この時期全く今のところは予定はしていないのですが、今またいろんな形で担当課と協議をしながら、なんとか皆さんに帰っていただける方法がないのかということで、今いろいろと議論をしております。また時期がくれば、皆さんに御報告できるかなど、このように思っております。

以上でございます。（「二番」の声あり）

○議長（峯林宏政）二番山口耕司議員。

○二番（山口耕司）今、二十五年度には帰れるということですね。飛養曾、引土。ですので、仮設住宅の期限というのは今年の秋、十一月くらいでちょうど二年の期限がくると思うのですけれども、その期限を含めた中でこの工事がこれだけ延びるということでございますので、この「ならナビ」で言うてましたけれども、うちの市の方の話ではなかったですけれども、野迫川の方の話では、家に帰ってみるともう床がぶよぶよで、かび臭くて入れないというような状況らしいです。しかし五條においてはまた状況が違いますので、全てがそういうことになっていないと思いますけれども、やはり二年余りたつてしまうと、今まで住んでおったところが大変住みにくくなるということでございます。

そして大変、仮設住宅の入居者の方は、いわゆるいつ頃帰れるのかということのきちっとした説明も受けていないという中で、質問事項に入れてあります（二）仮設住宅入居期限の延長についてお尋ねしたいと思います。

○議長（峯林宏政）森本都市整備部長。

○都市整備部長（森本敏弘）二番山口議員の御質問にお答え申し上げます。

応急仮設住宅の入居期限につきましては、原則二年間ということでございます。

避難住民の早期帰宅や避難解除に向け、関連事業機関と連携を密にし、一日も早い安全確保のため、現在国・県・市が復旧事業に全力で取り組んでいるところでございます。

しかしながら、先に答弁させていただきましたとおり、各地区におきまして災害関連事業に所要の日数が非常に必要となってくるわけでございます。

仮設住宅の入居期限の延長につきましては、各事業の進捗状況や、あるいは避難住民の動向、そういったものを総合的に判断しながら、必要な時期に関係機関に要望してまいりたい、このように考えております。

以上で答弁とさせていただきます。（「二番」の声あり）

○議長（峯林宏政）二番山口耕司議員。

○二番（山口耕司）今、総合的な判断をしながら時期を、というお話がありました。もう総合的な判断は出ています。二十六年の春以降にしか帰れないという、違いますかな。当然仮設住宅の使用期限は二年というふうに決まっております。ですので、その辺きちんと利用している方に大丈夫ですよと、あと家に帰れるまでこの仮設住宅で入居していただけますよというように説明してあげなくては不安でなりません。

東日本大震災におきましても、いわゆるもう二年がたとうとしている、その中で仮設住宅の延長が決まりました。御存じのはずだと思うのですが、具体的ないつ頃そういった動きになるのか予測つきますかな。教えていただけますか。

○議長（峯林宏政）森本都市整備部長。

○都市整備部長（森本敏弘）二番山口議員の御質問にお答えをいたします。

先ほども言いましたように、二年というのが一つの期限であります。ただ現状を考えますと、工事の進捗等で二十六年の三月になるとかいう、それぞれ現場によっていろいろと変わってくるかなとは思いますが、その工事の進捗等に併せて当然延長というのも考えていかなければならないと、特に私は今市の方でやっております小規模の住宅の場合につきましては、二十六年三月を一応めどにしておりますので、いずれにしても来年の三月まではどうしても仮設住宅に居ていただくことになるのかなと思っております。その辺も踏まえまして、これの管理をしておるのは基本的に奈良県でございますので、県の方と関係機関、国も含めまして協議をして、できるだけ早く協議をして延長はいつまでということではやっていきたいなというように思っております。

以上です。（「二番」の声あり）

○議長（峯林宏政）二番山口耕司議員。

○二番（山口耕司）ごまかしておるのか、何しておるのかわかりませんが、いわゆる時期をやはり、今年十一月ですよ。あと半年ですよ。半年しかないのに、当然二十六年の三月、先の話、そこまでするのに行けというのですか。そういった話をきちんと詰めていってあげないと不安だということです。不安を取り除いてあげるのが大事なことだと思うのです。その辺、市長どうお考えですか。答弁願います。

○議長（峯林宏政）太田市長。

○市長（太田好紀）二番山口議員の質問にお答え申し上げます。

るる部長の方から説明がありましたけれども、各部署、要するに国・県そして林野庁の方においても、工事の進捗をその地区、地区で説明を随時してほしいということになっていきます。というのは、いつ頃帰れるのかなという不安を持っております。そんな状況である程度方向性の工事は大体いつ頃からということは決まっておりますけれども、ただ決まっていないのが飛養曾、引土のところであります。これは今、林野庁が工事をしていたいていますけれども、今年は四十本のアンカーを打っていると、来年度二億五千万で百本のアンカーを打つ、でもそれが出来上がったからといって、それで一〇〇パーセント安全であるかないかということもございます。だからその辺を踏まえてその状況というのは大変難しいことになりますけれども、二年間という制約がございますし、二十六年三月に小規模住宅も出来上がると、当然延長ということも考えていかなければならない、ただ現時点においてそれをすぐに決めるよりも、まずは早く帰れるような態勢でやっていくことが望ましいと。先は見えておりますけれども、まずはやはりその二年という制約の中でどうか早く帰れるようにしたいという、そういう思いでやっています。時期がきたらこれは県にお願いをしながら延長はしていかなくてはならないというのは現実の話でありますけれども、今現時点でやはりすぐ先でこうだというよりも、ある程度現場の状況に応じて早くやってもらうということも大事だろうと思っておりますので、そこを踏まえながら時期がきたらそれは県にもお願いをして、その場所を確定しながら延長のお願いもしていきたいと思う。ただまだ未確定のところがありますので、そこをどうしていったらいいかということ、特に県と協議を今進めております。ただその地区においてはやはりほかの地区は全ての大体の工事が完了して大体いつ頃帰れるということは、大体決まっておりますけれども、今飛養曾、引土のこの二箇所に関しては工事が全て終わるとしたら相当時間が掛かることになるので、どの時期に安全性が確保されて帰れるのか、もしそれが安全性が一〇〇パーセントない場合は一時的な通行規制をかけてやっていく、そういうことも今後検討しながら進めていって、より早く帰れるように、また元通りの生活に戻るよう努力したいと、そういうように考えております。

以上です。（「二番」の声あり）

○議長（峯林宏政）二番山口耕司議員。

○二番（山口耕司）先ほど申し上げました「ならナビ」なんですけれども、二日目の五日の放送分では、「長期化はなぜ」というテーマで放映をされました。高さ十四メートルのせきの工事を設置しておる、これは辻堂のことですね。辻堂と野迫川の話なんですけれども、辻堂に関しては急傾斜のため工事は難しく来年の春の見込みということも報道されています。もうこれ以上早くできることはないのですよということを

言われているんですよ。言われている中において避難者の方にはいつ帰れますよ。いつまでこの住宅におれますよということを言っていないというのが現状です。先の見えない中でその辺をきちっと市長の方から、市から県に長期化の見通しなんですこの仮設住宅の長期に住むことのできるような延長の願いを早く行っていただきたい。そしてまた仮設住宅で住んでおられる方ばかりではございません。別のところに行つて避難していらつしやる方もおります。そういった方々にもきちっといついつの予定で工事は進んでおりますという、進捗報告などをしていただいて、市民の被災された方の安心を……言つてあげていただきたいと思えますけれども、市長、どうですか。

○議長（峯林宏政） 太田市長。

○市長（太田好紀） 山口議員の質問に答えさせていただきます。

当然そういう形の中で、不安を解消することが大事でありますので、その辺はまた連携を取りながら、また国・県・林野庁との方向性を協議しながら進めてまいりたい、そういうふうを考えております。

以上です。（「二番」の声あり）

○議長（峯林宏政） 二番山口耕司議員。

○二番（山口耕司） どうかよろしくお願いを申し上げます。

それでは、次の質問に移らせていただきます。

次に、三ワクチン（子宮頸がん、ヒブ（インフルエンザ菌b型）、小児用肺炎球菌）の定期接種化についてでございます。

自公連立政権による二〇一三年度予算案の中で、来年度から三ワクチン接種は予防接種法に基づく定期接種として追加されることになりました。

子宮頸がんを予防するワクチン、乳幼児の細菌性髄膜炎を予防するヒブ、小児用肺炎球菌の両ワクチンの定期接種が四月から新たに始まります。費用は国が九割まで負担、五條市においては、県下十二市の中でいち早く市で一割の負担をし、現在無料となっております。

こうした状況の中で、どういった状況で進んでおるのか、担当部長にお尋ねいたします。

○議長（峯林宏政） 山本すこやか市民部長。

○すこやか市民部長（山本邦美） 二番山口議員の御質問にお答え申し上げます。

子宮頸がんワクチン・ヒブワクチン・小児用肺炎球菌ワクチンにつきましては、平成二十五年度から予防接種法により定期予防接種として

位置付けられることとなります。

この三つの予防接種は、これまでも子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進事業として接種を実施してまいりました。県内の市町村におきましては、接種者から千五百円程度の自己負担金を徴収しておりますが、本市におきましては、自己負担なしで実施してきたところがございます。

接種の状況につきまして、実績を報告させていただきます。平成二十三年度の子宮頸がんワクチンは八〇・五パーセント、ヒブワクチンは一五・三パーセント、小児用肺炎球菌ワクチンは一七・六パーセントでございます。平成二十四年度におきましては、一月末現在で子宮頸がんワクチンは八五パーセント、ヒブワクチンは六五パーセント、小児用肺炎球菌ワクチンは六五パーセントでございます。今後三月末までですと更に増加するものと推測されます。

昨年度と比較いたしますと、本年度は既に接種率も大きく上回っております。平成二十五年度も引き続き接種率の向上と啓発に努めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。（「二番」の声あり）

○議長（峯林宏政）二番山口耕司議員。

○二番（山口耕司）ありがとうございます。

この一割の自己負担を市で代わってやっていただいておりますというのは大変有効なことだと思います。そうして市の方での広報活動も六五パーセントまでいっておるといって、大変うれしく思います。

そうした中で、この三ワクチンの定期接種化で日赤医療センターの小児科顧問菌部友良というお医者さんなんですけれども、見解出しています。「今回三ワクチンが定期接種化されたことは、日本の未来である子供たちの命が守られるようになったという意味で非常に画期的だ。また、ワクチンの接種率が高まると、年齢や病気などの理由でワクチンを接種できない人もV P D（ワクチンで防げる病気）に感染しにくくなる「集団免疫効果」が生まれる。アメリカでは小児用肺炎球菌ワクチンの接種率が高まったことで、高齢者の肺炎球菌による重い病気も大幅に減った。」との記事が掲載されておりました。

そうしたことも踏まえて、これからの三ワクチンについての取組、先ほど啓発活動もやっていくという中で、具体的に示していただけますでしょうか。担当部長。

○議長（峯林宏政） 山本すこやか市民部長。

○すこやか市民部長（山本邦美） 二番山口議員の御質問にお答え申し上げます。

本市における三ワクチンの平成二十五年度の取組といたしましては、まず対象者への周知方法として、子宮頸がん予防ワクチンにつきましては、平成二十四年度同様中学一年生女子全員に個人通知により周知し、また標準的接種時期を過ぎた接種可能な年齢の対象者につきましては、広報や市ホームページなどで周知する予定でございます。

ヒブワクチン・小児用肺炎球菌ワクチンにつきましては、従来は生後四箇月児に個人通知しておりましたが、標準的な接種時期に当たる生後二箇月児から個人通知するようにいたします。

接種方法につきましては、これまで同様に、対象者個人が掛かり付け医で接種することには変わりはありません。また接種費用の自己負担につきましては引き続き無料でございます。

これら三つのワクチンが定期接種化され、交付税措置されることとなりますが、三ワクチンの定期接種化や日本脳炎二期の積極的接種勧奨再開など、予防接種事業が複雑化・多様化する状況の中で、安全で安定的に予防接種事業を行っていくことがますます求められております。

高齢者の肺炎球菌ワクチンの接種につきましても、国において定期予防接種化を検討されている予防接種の一つであり、今後も国や県の動向を踏まえながら、財源や実施体制の確保など、公費助成に向けて引き続き検討してまいりたいと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。（「二番」の声あり）

○議長（峯林宏政） 二番山口耕司議員。

○二番（山口耕司） 大変前向きに取り組んで広報活動もしていただいて有り難く思います。

中学生一年生の女子には全員に個人通知、またその件に関しましてもしっかり教育委員会と連携を取っていただきまして、がんを防げる唯一ワクチンでございますので、どうかよろしくお願い申し上げます。

そしてヒブワクチン、肺炎球菌のワクチンに関しまして、二箇月早めに通知をしていただくということで、大変有り難く思います。そしてこのワクチンも定期接種化にしていかななくてはならないのがたくさんあるわけでございますけれども、そうした中で、前議会で高齢者の肺炎球菌ワクチンをお願いさせていただきました。そして議会だよりの中にも私の一般質問の中で書かせていただきました。その書かせていただいたというのは、百二十万でできるという答弁を書かせていただいたわけでございますけれども、ある方は私におっしゃっております。

百二十万でできるのならもっと早くなんで取り組んでくれないのやという市民の怒りにも似た要望でございました。百二十万やったらもっとしっかり取り組んでいただきたいというのが市民の声でございます。そのことも含めましてこの高齢者の肺炎球菌ワクチン、市長にお願いしたいと思うのですけれども、市長、答弁をよろしくお願いいたします。

○議長（峯林宏政） 太田市長。

○市長（太田好紀） 二番山口議員の質問にお答え申し上げます。

子宮頸がん・ヒブ・小児用肺炎球菌ワクチンの三ワクチンも来年度より定期予防接種となりますが、引き続き公費助成を継続してまいります。

肺炎は、高齢者の死因の第四位でもございますので、高齢者の肺炎球菌ワクチンの接種は、重要なことと認識をしております。

国において、高齢者肺炎球菌ワクチンの定期予防接種化も、現在検討されているようでございますので、今後の動向も注視しながら、公費助成につきましても引き続き検討してまいりたいと考えております。

たとえば、また何だということのお叱りを受ける、百二十万といえどもされど百二十万、ほんとに財政も厳しい状況の中で、百二十万というたら、まあ金額的に見れば少ないというかもしれない。全体的な形の中で、やはりそれもすれば、いろんな形の中で考えていかなければならないということになりますので、その辺もこれからの検討の一つとして前向きな形で考えていきたいと、そういうふうを考えております。

以上です。（「二番」の声あり）

○議長（峯林宏政） 二番山口耕司議員。

○二番（山口耕司） お金さえ出せば終わりということではないと思えます。

特に今回のこの高齢者の肺炎球菌ワクチンに関しましては、やはり事務作業も大変手間の掛かる、人の手も掛かる事業だと聞いております。そうした中で、その体制づくりをしっかりと来年度やっていただいで、できた時点から高齢者の肺炎球菌ワクチンの費用負担に向けて取り組んでいただきたいことを、更に強く要望させていただいておりますので、どうかよろしくお願いを申し上げます。

続きまして、地域公共交通についてでございます。

今回の議会での市長の施政方針の中に、「市内内の移動手段のみならず、実情に応じ近隣市町村への移動ニーズを視野に入れた公共交通網の整備に取り組んでまいります。」という施政方針がございました。

(二)の今後の計画について、担当部長にお尋ねいたします。

○議長(峯林宏政) 檜内市長公室長。

○市長公室長(檜内成吉) 二番山口議員の御質問にお答え申し上げます。

まず、平成二十四年度の奈良モデル事業として南和地域全体で検討を進めております南和病院への交通アクセス整備関連事業として、今年一月から二月に掛け、公共交通の改善につながる基礎資料とするため、地域全体で二千軒を対象にアンケート調査を実施いたしました。二月十五日の回答期限までに九百九十軒の回答を得ており、回収率にしますと四九・五パーセントとなります。公共交通関連アンケートとしてはかなり高い回収率で、地域住民の皆様の公共交通に対する関心の高さが伺えるところであります。

現在、アンケート集計分析作業を行っており、来年度はこのアンケート結果を踏まえ、課題の整理と解決方法の検討について引き続き取組を進めてまいります。

次に、五條市内の交通網の整備についてであります。昨年十二月に導入いたしました小型車両を用いたデマンド型コミュニティバスが好評を得ております。十二月から今年の二月の平均稼働率が八〇パーセントを超えており、利用者数も毎月増加しております。来年度は更に小型車両を一台導入し、市内交通空白地域の改善に向け、路線を追加整備する予定であります。

追加予定路線の概要は、木ノ原地区を起点とし、一見地区内を経由し、県立五條病院・JR五條駅へ回り、イオン五條店が終点となります。この路線案につきましては、平成二十三年八月に実施済みの市民アンケート結果を基に、五條市地域公共交通会議での審議を経たものとなっております。

そして最後に、来年度予定しておりますもう一つの取組といたしまして、平成二十六年度からの第三次五條市地域公共交通総合連携計画の策定がございます。

奈良県では先般、二月二十日に知事を座長とした奈良県地域交通改善協議会の立ち上げが行われましたが、本市の第三次計画の策定に当たりましたが、このような奈良県の交通施策推進体制との連携を更に深め、近隣市町村への移動ニーズに対応すべく、広域的な視点を取り入れたものとしていく予定でございます。

また、これまでの計画で取り組んでまいりましたコミュニティバス事業やデマンドタクシー事業についての実証結果を基に、市内公共交通の更なる利便性の向上に向け、大学教授など有識者による外部視点のアドバイスを取り入れながら進めていきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。（「二番」の声あり）

○議長（峯林宏政） 二番山口耕司議員。

○二番（山口耕司） 来年度でもう一台導入して木ノ原、二見地方を回ると、そして病院、そしてまた買物ができる場所へ運んでいただけるとい
う話を聞かせていただきました。

そして、大学の方からアドバイスを受けてやるということなんですけれども、どういったアドバイスを受けて、こういった形にしようとい
ているのか、教えていただけますか。

○議長（峯林宏政） 樫内市長公室長。

○市長公室長（樫内成吉） 二番山口議員の御質問にお答えいたします。

先ほど言いましたように、二千軒にアンケート調査を出していたでいて、ほぼ半分くらいの回収をいただいて、その分析作業を進めており
ます。そこに専門的な意見をいただきながら、より利便性のある公共交通の体系づくりをしていただけたらと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。（「二番」の声あり）

○議長（峯林宏政） 二番山口耕司議員。

○二番（山口耕司） ゴール点はないと思うのですよ。公共交通に関しては。ただ、めどとして平成二十七年の秋までにきちっとした体系を作り
上げなくてはならないという課題があります。それは南和病院が出来るときでございます。そのときに病院の足となるのかということ
が一番大事な公共交通の使命ではないかと思えます。この病院の存続、いわゆる五條市民の方が行くか行かないかによって、存続の危機にも
かわる大事なことでございます。そういったところに、足がきちつと整っていないと、病院は、何のために病院に五條市はお金をたくさん
出してやっておるのか。南和の医療は南和で守る、それはいい話ですわ。いい話なのに五條市民が行けない、行けないのはなぜか。そういつ
たバスがない、足がないということのないような取組をしていかななくてはならない、そのことで市長も小型のバス、昨年一台走らせてくれ
て、またもう一台、来年度も入れるという話でございますが、具体的にこうやというものが何も見えてこない、デマンドでその地域の交通空
白地域を解消しているだけであると、私はこう思います。

きょうのある新聞に載っておったのですけれども、公共交通というのは団子の串であると、団子それぞれ点在しておるけれども、それを一
本の串に刺せば、皆つながっていけるんだという話が載っておりました。それは富山市なんです。いわゆる路面電車が廃止しようかという

ころで市が導入を決定してお金をつぎ込んで市民の足となって、今十分に活用していつておる。この五條市において一体どういふ足が必要なのか、そりや大学教授もいいですわ。いいけれども、アンケートの分析作業だけじゃだめだということですよ。どういった体系が必要なのか、どういったことが求められておるのかということは大変必要になってくるかと思うのです。三月の広報誌には五條周遊バスというのが無料で、五條バウム、博物館が走らせてくれております。こうしたことも大変結構なことですよ。いい話です。ただ土、日、祝日、コミュニティバス走っていませんよという代わりにもなる話です。代わりににもなる話なのに、地域公共交通会議でこういうことをしっかり話したかというのも大変問題になってくる部分だと思っております。私はそのことは、今一般質問ではしませんけれども、そういったことをしっかり公共交通に關しては五條の担当課、ふるさと創造課ですか、そこでしっかりつかんで、地域公共のことに關しては彼に聞けば全てこう道筋が通って、方針があるんだと、内々には聞いています。内々には聞いておるけれども具体的な話は一向に出てこない。部長の答弁でも一向に出てこない。どういった形にするのか、どういった形でこの病院を盛り上げていくのか、また市の足となっていくのか、具体策が出てこないのが現状でございます。そういったことに關して市長、答弁願います。

○議長（峯林宏政） 太田市長。

○市長（太田好紀） 二番山口議員の質問にお答えいたします。

まず本当に団子の串という、正にそのとおりだなという思いもしたのですけれども、まずは基本的に市民の足、どうしていくかということ。は本当に毎年、毎年、アンケート調査をしてどういふ形で本当に利用していただけるのか、やはり私も過去から空気を運んでいるという、そういうことを言われて、やはり総論を皆さん、まず走らせてほしい。でも乗ってくれない、というのが現状でありました。そんな形の中からコミュニティからデマンドとか、また今回からはデマンド型のコミュニティというような、そういうやり方で今ある程度乗っていただいていると、それで満足しない、やはりそこからそれ以上に乗ってもらうというところで、より環境づくりをしていかななくてはならない。これが第一点だ。その中で、知事が座長として奈良県全体という形の中で公共交通の協議会を作っていただきました。そういう形の中で、今度私たちは何を考えるかということは、まずは五條の市内の中の公共交通プラスアルファ、奈良県全体との公共の位置付けをどうしていくか。そしてもう一つは南和医療が今できる、それとのアクセスはどうしていくのか、これがうまくマッチをしなければ、乗っていけないということになります。その中で、もう一つ今現状で考えて進めていったのは、要するに通勤・通学、そして病院、買物、こういうことを基本として今のコミュニティは考えております。そういう形の中で、今後も今はイオンとか、そういう病院とか駅ということもございませうけれども、もっと掘

り下げてアンケート調査、この間からも車の中にアンケート調査を入れて、どこに寄ってほしいのか。例えて病院も、病院でも民間の病院とか、またキリン堂とか五條の中に特に行くところがあると思うのですが、そういうアンケートを車の中に置いてでも、そういう形の実態調査をしながら、そしてより乗車していただいて、そして有効に使ってもらおう。そういう形の中に進めてまいりたいと思います。そんな形の中では、今奈良県下の公共交通と五條市と、また一六八号線の位置付けをより明確にして、そして今博物館をやっている、これは観光という一つの時期的な形で、これは大変有り難いなど、あのバスを有効に使っていただける、大変これも有り難い。これとも連携を深めながら、今後は考えていかなくはならない、そういうふうに考えております。

以上です。（「二番」の声あり）

○議長（峯林宏政）二番山口耕司議員。

○二番（山口耕司）まだ見えてこないですね。……すみません。

やはり、デマンド網の充実になると思うのです。デマンドタクシーの充実、そしてまたデマンドバスの充実になってくると思うのです。それで先ほど市長おっしゃられました一六八号線の位置付け、この一六八号線は今は病院へ行くバス、十津川発一日一往復しておりますけれども、大変もつたいない話です。しっかりこのルートを活用しながらそこに連携をしたデマンドのバスをつけていく、二月、先月中頃でしたかな、東京の町田市からこのデマンド交通に関しての議員団の視察がございました。そうした中でも、全国的にはやはり注目の浴びているデマンドでございますので、いいデマンドを築き上げていただきたいなど、こう思います。

先ほど南和病院の話が出ましたけれども、地元の業者も発展していただかなくてはこの五條市のまちづくりにはならない。地域公共交通を利用した五條市の発展、タクシー会社は少ないですけれども、そうした方々が病院で営業できる体制、タクシーの営業は町を越えてはできないそうです。例えばこの二見交通のタクシーさんとか野原交通のタクシーさんは福神の駅で客待ちができないということが現状らしいです。そういうことが陸運局の方で決まっておるそうですので、将来病院ができてそこで客待ちができないというのが現状らしいです。そういったことも一つずつ業者からも声を聞きながらしっかりとこの市民の足となるべく地域公共交通網の整備を、住み続けるための足を確保していただきたい。切にお願いを申し上げます。私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（峯林宏政）以上で二番山口耕司議員の質問を終わります。

昼食のため、午後一時三十分まで休憩いたします。

午後十二時十五分休憩に入る

午後一時二十九分再開

○議長（峯林宏政）休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ただいまの出席議員数は定足数に達しておりますので、会議が成立します。

この際、申し上げます。議員各位の質問並びに理事者側の答弁は明瞭、的確にお願いいたします。

一般質問を続けます。

九番、益田吉博議員の質問を許します。九番益田吉博議員。

〔九番 益田吉博質問席へ〕

○九番（益田吉博）ただいま議長の発言の許可を得ましたので、通告のレジメに従いまして、一般質問をさせていただきます。

まず最初に一番の一として、新庁舎整備事業について、そして（二）新庁舎整備事業支援業務委託料についてを質問させていただきます。

予算書には六百万か七百万、予算が計上されておりますけれども、その中身について何をしようとしておるのか、お聞かせいただきたい
思います。

○議長（峯林宏政）樫内市長公室長。

○市長公室長（樫内成吉）九番益田議員の御質問にお答え申し上げます。

合併時に策定されました新市建設計画の重点事業に位置付けられています新庁舎整備事業につきまして、平成二十三年度に当時平成二十六年
年度までであった合併特例債の起債期限に併せ、部長級で構成する庁舎整備検討委員会におきまして、現庁舎敷地を建設地とした「五條市新庁
舎建設基本構想（案）」を検討したところであります。

その後、国で合併特例債の起債期限を五年間延長する合併特例債延長法が成立したことにより、市庁舎の整備も平成三十一年度まで期限を
延長して、事業を実施することができることとなりました。

これを受け、平成二十四年度におきましては、本市のあるべき将来像を見据えながら、更に幅広い検討を行い、今後の庁舎整備の方向性等
について協議してきたところであります。

平成二十五年度当初予算には、五十年先の五條市を展望しながら、法に規定しております人口重心地を基本に、より専門的な見地から、現庁舎敷地での建設若しくは他の市庁舎の建設に適した候補地の選定や、新庁舎の適正規模及び機能の検討などの業務に必要な経費を計上したところであります。

市庁舎の整備には、有利な合併特例債を活用しますが、多額の支出を伴う事業でありますので、事業の実施に当たりましては、本市の財政状況をよく勘案した上、議会の意見を拝承しながら協議を進めてまいりたいと存じます。

以上、答弁とさせていただきます。（「九番」の声あり）

○議長（峯林宏政） 九番 益田吉博議員。

○九番（益田吉博） 新庁舎の場所等を検討していくということですね。これはコンサルか何かに恐らく予算が付いているので出すのだと思うのですが、その新庁舎建設については、部長で委員会を作っているということですね。そこら辺で現庁舎も含め、どこら辺に建てていいかという先に場所的なことを先に検討しないと、先ほど山口議員も言うておりましたけれども、大学の先生が入ってという話もしていただけれどもね。何でも役所ってコンサルに先に出したりしますけれども、場所等をやはりこっちで決めて検討した上でコンサルに出さないと、どこでもいいんやとかいうような感じのコンサルの出し方やったら、何ら私は意味がないんちゃうんかな。検討委員会の中で、それは議員さんも含めた中で、まずは五條市においては本町一丁目一番一、ここはもともと昔からの五條の行政をつかさどってきた場所というくらいは、皆さんも江戸時代からずっとここで代官所があって、五條の政治の中心やったということは皆さんも御存じだと思います。だからここがまずは一番だと思えます。私も。そしてまた、五條高校の跡地、これも榎市長のときにあの道を幹線ですか、道をあそこまで広げて、なかなか踏切の拡幅も難しかったものを皆さん努力していただいて、五條高校の跡地を何とかということ、あそこまで道を広げてきた。しかし今止まっておりますね。その当時は上まで抜くはずになっておったと思います。あそこにもあります。そしてまた後でも出てきますけれども、体育館をどこに移すのか私は知りませんが、あそこも空いてくる。消防署も空いてくる。その辺も一つの候補地になると違うかなと私は思うのですけれどもね。その辺をもっと十分検討した上で、進めてもらわないと、ただコンサルに任すわ、大学の先生が入るのか、そんなことでは市民の十分な意見が得られないのではないかなと、僕はこう思うのです。

そしてまた、私は前にも一般質問で小学校の体育館を建て替えるときに、私はもうあの場所に建てるのははっきり言うて反対でございました。というのは、いつかは庁舎を建て替えしなければならないことは問題になってくる。しかし合併債はあるというものの、小学校も空き教

室も出てきている。中学校も十教室くらい空き教室が出てきている。だから私は小中一貫の教育にして、小学校を中学校のところに持って行って、そして小学校は耐震もできておるので、あそこを庁舎にしたらと、そしたらお金も掛からんのやし、そして三十五億、四十億の庁舎建設費用を見込んでおられますけれども、今の小学校を改造するくらい、そないも役所に変えるくらいは三十五億も四十億も要ることがないんやさかい、その残ったお金でこの庁舎を壊して私はここに図書館を建ててあげたら一番いいなど。そして今の小学校の運動場が広いのだから、あれを駐車場にしたら、二四号線からすぐに道を付けられるのやからね。私はそれがいいのと違うのかなと、職員や議員が入るところは別段合併債とはいえ、借金は借金なんやから、ただと違うのだから、そういう古いものも利用して役所もやっているので一つのと違うのかなと、私はこう思っているのですけれども、いかがですか。

○議長（峯林宏政） 檜内市長公室長。

○市長公室長（檜内成吉） 九番益田議員の御質問にお答えいたします。

平成二十三年当時、合併特例債の期限が迫っております。そのときには、現庁舎の建替というところで議会の方に御提案をさせていただいたという経緯があります。

今回のこの適地の、新庁舎の整備事業の支援業務につきましては、現在の施設の老朽化あるいは耐震性、あるいは防災機能の充実等についてのいろんな低下を招いているところに対してそれらを整理しながら、そしてまた現在の機能をいかしていくか、ユニバーサル的なところ、また耐震の関係、防災の関係もあります。そして市民のサービスをより一層向上させていくためのまず規模をどれだけにしていくか、そしてどのようにサービスをしていくかを考える中で、現地の建て替は一つ候補としてあるであろうと思います。あとは五條市が必ず保有していかなければならないその市の庁舎の面積を考えるならば、例えば一万平米、二万平米というところが出てきたならば、その適地を何箇所かを選んでいただいて、それを議会の方とお諮りをさせていただきながら進めていきたい。そのもとに資料を作らせていただきたい。こういう考えで、この業務委託料を計上させていただいております。

今、議員がおっしゃっていただいているように、先に場所を検討してということ、それを検討するまでの基礎資料をさせていただきたい。そういうことで御理解賜りますようお願いいたします。

以上、答弁とさせていただきます。（「九番」の声あり）

○議長（峯林宏政） 九番益田吉博議員。

○九番（益田吉博）そしたら、もういいわ。

市長、私が今申し上げた小中の一貫教育にして…。私、なぜこれを言うかと言ったら、まず五條の街中でそれをやってもらって、これから田舎の方の生徒が減ってきていると、複式にせんなんところも出てくるという中で、そしたらお前ところ人口が減って子供が少ないさかいにこつちに合併して来いやと、一緒になれやと、いつかはなるんやろと思えますわ。しかし、そういうふうなやり方をやったら、恐らく自治会というのか、村は、親は子供が減ってしまうが元気がなくなる、寂しい思いする、あそこに学校あったのになあ、ということ、親の理解を得てもなかなか自治会の理解を得るのはなかなか難しいやろと思えますので、まず私はここを小中一貫の教育にして、そしてここを空けて、ここに庁舎を持ってきて、そしてこの現庁舎では建て替えてというのは難しいと思えますわ。仮庁舎造らんなんし、また余計な出費せんなんということやったら、一番の最善策は小学校を利用することやと。だから私はあそこへ小学校の体育館建てたら邪魔になるさかいに建てるんやったら隅の方に建てたらどうですかという話を前もしておったのですけれども。そのときには樫内部長が教育部長やったんかな。小学校の生徒が中学校に行ったら窓の高さが合わないとかんなくて言うていたと思うんやけどね。この窓の高さの合う合わんみたいな上げなと下げなどできるのや、そんな簡単な話やと僕は思いますけれどもね。

そして話あちこちいきますけれども、一つここで小中一貫の学校を造ったら私の考えではもう中学校区に一つくらいの小学校でいいのと違うのかよと、中学校区に一つの小学校ということで、そうなったら統合も恐らくや、しやすいやろという思いがありますので、これも庁舎も引っ掛けた中で、僕は話させていたおるのですけれども、市長、それに対してはどうでございますか。

○議長（峯林宏政） 太田市長。

○市長（太田好紀） 九番益田議員の質問にお答えを申し上げたいと思います。

今議員のおっしゃったように、この前の屋内運動場のときにそういう話もございました。そのとき確かに、もう設計も出来上がって場所も決まっていたということ。そのときにその話が上がってきた経過もありました。確かに面積とかいろんなこともる検討した結果、なかなか難しいなという、そういう位置付けもその当時にあったと思えます。今議員がおっしゃったように、小・中学校の統合ということで、これは教育長にもう指示をしております。現在のところ出生者が百九十人くらいということで、まずは保育所、幼稚園のことをまず第一に考える、その後、小・中学校の統合を早かれ遅かれしなくてはならないということで、二十五、六年で答申を出すということを示していただ

ています。その中で今議員がおっしゃったような形の中でどういう形で進めていくのか、統合をどうしていくのか、校区をどうしていくのかということも、その議論の中に入ってくると思います。それも踏まえて、今のこの庁舎建設事業のことも踏まえていると思いますけれども、この事業に関しては、合併特例債ということで、先ほど部長の方からお話がありました。確かに私からすれば、この本町一丁目一番地という由緒ある場所という位置付けも一つの候補地だと、今後合併特例債が五年延長したということで、再度いろんな視野から、そして五條市全体のまちづくり計画を見ながらやっていかなければならないということで、当然本陣交差点から五條インター、四車線に計画が入っております。二十六年以降ということになっていきますけれども、これも踏まえてやっていかなければならない。そして市道のアクセスも考えていかなければならない。そしてそこから下りて来て新町へ行くわけです。周遊ルートということとその辺も踏まえた全体的な形の中で市民の皆さんが利用しやすい、そういう状況を勘案しながらこれから進めていかなければならない、そういうふうに思っております。そういう中で、今コンサルで予算を計上したということで、部長の方からお話がありましたように、今後はいろんな形の角度から、また五條市これから五十年後、百年後を見据えた形の中でどうしていくかということもある程度の方向性も示しながら考えて対応してまいりたい、そういうように考えております。

以上です。（「九番」の声あり）

○議長（峯林宏政）九番益田吉博議員。

○九番（益田吉博）そしたら教育長、質問はないんやけれども、今太田市長が教育長に指示しておりますというお話でございましたので、二十五、二十六年ですか、ぐらいで、その辺小中一貫教育のお話ができたらお願いしますと思います。

○議長（峯林宏政）堀内教育長。

○教育長（堀内伸起）九番益田議員の御質問にお答え申し上げます。

今、二十五、二十六で統合のお話の部分をしたわけでありまして、統合するかしないかという部分ではなくて、学校の規模、適正な規模というのはどういうふうに考えていったらいいんだろうかという部分を二十五年から論議をしてまいりたいなというふうに思っています。そして、二十五、二十六年の中で、一定の方向が、いろんな意見をいただきながら、もちろん議会も含めていろんな意見をいただきながら、これが将来の五條市の教育にとって一番有効であろうというように部分を一定見極めた中で、統合の部分も考えていきたいなというふうに思っています。

その際、小中一貫というのは、今の中では大変有効に捉えられている部分がございます。例えば奈良市の場合も富雄に小中一貫校を持って行ってやっているとか、また山間の方の田原の方に小中一貫を持って行っているとか、形態は若干変わるのですけれども、小中一貫にするこ
とによって、教育の質を高める、維持するというようなことも十分考えられますので、それも含めて検証の一考ではないのかなというように
考えているところです。

まだスタートのほんまにこれからスタートについていきたいなというような部分ですので、具体的なことをお答えするところまで私も知識
を持っておりませんが、一生懸命研究しながら進めていかなければならない課題かなと、こういうふうに思っております。

以上でございます。（「九番」の声あり）

○議長（峯林宏政）九番、ちょっと待ってくださいよ。九番の質問、ちょっとここまですべて止めておきたいと思えます。教育長に対する質問。

○九番（益田吉博）市長が、指示をしてあると言いたさかい、聞いただけのことです。

そこは教育長、よろしくお願い申し上げます。

そしたら、そういうことで進んで行く中で市長、さっきから言うているように、小学校が空いてくるとか、いろんな問題も起こってくるか
もわかりませんし、とにかく私が申し上げておるとおり、小学校を役所に使えたらと、私は思っておりますので、そして新しい体育館は邪魔
になるけれども、ひよっとしたらあれ議会棟くらいに替えことしたらうまいこといくのと違うのかなと、私は勝手に思っているのですけれど
も、その辺もよろしくお願い申し上げます。

そしたら次にいきます。

二番の新指定管理者制度に関する基本方針についてということで、十二月でしたか、議会から決議を出していただいて、見直すようにとい
う決議を出させていただいたと思えますけれども、それ以降どうなっておるか。見直したのであれば、どの点をどう見直したということをお
答え願いたいと思えます。

○議長（峯林宏政）檜内市長公室長。

○市長公室長（檜内成吉）九番益田議員の御質問にお答え申し上げます。

平成二十四年十二月定例会におきまして、指定管理者制度に関する決議が可決され、「新指定管理者制度に関する基本方針」で定めている
指定管理料の精算、同種である施設の取扱い、一定の評価に達した新規団体の加点制度などについて、再考の余地があるという御指摘を受

け、五條市行政改革推進本部幹事会及び五條市行政改革推進本部会議におきまして、再検討を行った結果、「新指定管理者制度に関する基本方針」の一部を改正しております。

指定管理料の精算につきましては、現行の方針どおり、指定期間を通して収益が発生した場合、その収益の四〇パーセントを市へ納付していただくという事で決定しております。

四〇パーセントの市への納付は、指定管理者の経営努力を阻害するものであり、廃止すべきではないかなどという意見もある中、平成二十四年度当初に方針を決め、指定管理者の募集要項にも明記し、指定管理者候補者の決定及び指定管理者を指名していることなどから、協定締結時において変更することは理にかなっていないのではないかということで現行制度のとおりとしております。

なお、五條市行政改革推進本部会議では、今後廃止すべきではないのかという意見などもあり、平成二十五年度指定管理者の募集までに再度、検討・協議を行い決定してまいりたいと考えております。

次に、同種である施設の取扱いにつきましては、原則施設設置目的の内容により区分を決定しております。

施設区分としては、大塔郷土館、賀名生の里歴史民俗資料館、民俗資料館、通称長屋門の三施設を同種とし、また五万人の森公園、阿田峯公園、上野公園の三施設を同種とし、市民会館、西吉野コミュニティセンターの二施設を同種としております。

次に、一定の評価に達した新規団体の加點制度につきましては、基本的に施設ごとに加點の可否を決めておく内容となります。

新規団体に加點を行う施設は、デイサービスセンターおおう、西吉野交流促進センター、五万人の森公園、阿田峯公園、市民会館、西吉野コミュニティセンター、老人憩の家、滞在体験型観光施設の九施設としております。

また、指定管理者による管理運営の適正化を更に図るため、モニタリングやアンケートの実施などについても明記をさせていただきました。今後、本市における指定管理者制度の適正に向け更に努めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。（「九番」の声あり）

○議長（峯林宏政）九番益田吉博議員。

○九番（益田吉博）もう一応契約して四〇パーセントで利益があったら四〇パーセントということは、私、他の同種やら十五点のことはそれぞれいいと思いますけれども、私は前から委員会の方で言うてますけれども、今部長の答弁は、四〇パーセントは契約はもうしてきたので今変えることはできないと、だから今度新規に出す指定管理者の場合は、その前に本部会議で検討するという答弁ですな。

そしたらね、これ幹事会があり、本部会、二つあるわけですね。幹事会ではもう四〇パーセントはなしにしたらどうでよって、ほとんどの方がそうやったと私聞いております、幹事会で。そして本部会議で現行のとおりいこうよとなったということですね。では幹事会は一体なんですか。幹事会でほとんどの方がもうそんなやめとよと、やめたらええやんかというお話でしたんやろ。それを本部会議で、なんでそんなんひっくり返らんかな、それやったらもう幹事会みたいなする必要あれへんやないか、会議を。幹事会っていうのは課長とか補佐級の人がやる、恐らく。本部会議というのは部長、市長も入った中で副市長、教育長、部長さんらも入っていますんやろ、次長も。その課長とか補佐級の意見がそうであったのに、それが半々やったっていうんならね、十五点の場合は半々ぐらいでしたんやろ、十五点の場合は。そやけど四〇パーセントの話は幹事会がほとんどがもう無しにしたらええやんかよという話しやったものがなんで、本部会議でそんな変わるんかなと。そら本部会議の方が決定権が上やうて言うてしまつたらそうなるのかもわかりませんけれども。その辺ちよつとお聞かせ願いたいと思います。

○議長（峯林宏政） 檜内市長公室長。

○市長公室長（檜内成吉） 九番益田議員の御質問にお答えいたします。

今年に入りまして、一月に幹事会をさせていただきました。その幹事会の中には議員お話いただきましたように、四〇パーセントのことにつきましては、ほとんどの委員さんが、四〇パーセントについては、やはり経営努力等を考えた中で廃止の方向に向けてすべきではないかということ、その分を次の一月の末ぐらいの本部会議の方に掛けさせていただきました。その本部会議の中では、その意見を話し、そしてまたいろいろ意見もありました。

先ほど私の方から答弁させていただきましたけれども、二十四年度の募集につきましては、その四〇パーセントにつきまして、きっちりとも明記をさせていただいておるといところから、それを協定する段階の中で省くというのは非常に理にかなっていないという意見が多数になったと記憶しております。よって、また二十四年度につきましては、今まで一年間の指定管理料の精算で、もし黒字が出た場合にはその分の四〇パーセントを納付していただいていたこととごさいませけれども、指定管理下の三年間であれば、三年間を通じての期間に改めさせていただきますというところで、それもまだきつちりと検証していかないという段階において時期尚早ではないかということもありました。ただ幹事会の意見については、尊重するというところもありまして、四〇パーセントについては、やはり二十五年度の募集の段階まできつちりと方向性を決めていくものであろうということも付け加えた中で、本部会議は終わったというふうにごさいませ。

以上、答弁とさせていただきます。（「九番」の声あり）

○議長（峯林宏政）九番益田吉博議員。

○九番（益田吉博）初めは単年度で四〇パーセントになってましたんやな。それをまたいろいろ変えて三箇年のトータルということに今なっているといますけれども、それはもう契約してあるんやったらしてあるで、まあ結構やと思いますけれども、今後幹事会ではもう廃止ということが決定したということになってるので、幹事会の意見も十分尊重してあげていただいて、尊重しないのやったら幹事会もやめておいた方がいいと思います。あんたら部長だけで決めたらええと思う。なんでも。結局自分らの部下の下部組織の意見を吸い上げるのがあんたらの立場や。下部組織のところで決まったものをもみ消しているわけやこれ、あんたらが。意見を聞くんと違って意見を押しさえ込んでいく結果やこれ。だからそんなことするんやったら幹事会はこれからやめておいた方がいいと思います。僕は。会議の無駄や。そんなやり方でいくんやったらね、あんたらが。もう幹事会なんてやめて、本部会議でみんな決めて、市長の名の下でやったらええと思いますよ、僕。市長最後にごうですか。

○議長（峯林宏政）太田市長。

○市長（太田好紀）市長公室長の方からお話がありましたけれども、少し誤解をしているのではないかなと思います。というのは、幹事会で確かにそういうふうな話が出たと、四〇パーセントは廃止したらいいということ、議会からもそんな話があったということで、その意向は当然、そういうような話になったというようなことは聞きました。ただし、それは二十四年度の、今契約している方らのことの対象にという意味じゃなかったと私は聞いております。要するに今度新しく新規に対してそういう形の中でやっていく中においては、そういう形にすべきだということ、今現在のやつと契約を結んでいるものに関しては今変更することは、もともとその契約に基づいて参加をして、またそれが決まっている中において変える必要はないと、だから二十五年度から新しくやっていくべきだという、そういう解釈の下で、進んでいったと思います。

そして、御指摘がありましたように、幹事会もする必要がないという厳しいお言葉もいただいておりますけれども、副市長の幹事会には副市長を筆頭に公室長、そして公室次長、財政課長、保険課長、児童福祉課長、産業環境部次長、建設課長、住民厚生課長、市民生活課長、水道局次長、消防本部総務課長、教育総務課長、会計管理者という形の中の幹事会になります。そして本部会議におきましては、私が本部長になり、副市長、教育長、市長公室長、総務部長、すこやか市民部長、あんしん福祉部長、産業環境部長、都市整備部長、西吉野支所長、大塔

支所長、水道局長、消防長、教育部長、議会事務局長という、こういう形に相成っています。ということは、幹事会というのは、ほとんど課長クラスの形の中の事務的な形の中でやっている方、そして本部会議においては、担当部長が筆頭となってやっているということで、いろんな総合的な判断の中で今後も決めていくのは当然幹事会も、また本部会議も必要だというふうに認識をしています。その辺は今後とも、その意見をどうしていくかと、いろんな議論はあると思いますけれども、最終的な形の中で総合的な判断で幹事会の意見を本部会に掛けて決めていくという、そういう形で進めていますので、大変申し訳ございませんけれども、御理解をしていただきたい、そういうふうに思っています。

(「九番」の声あり)

○議長(峯林宏政) 九番益田吉博議員。

○九番(益田吉博) 今度新しく更新するときには検討するということですね、これまだ。四〇パーセントなくすとは言うてしまへんな、公室長。いや今度な、本部会議で出す前に相談すると言うとんのやろ、本部会議で。そら相談してもらったらええけども、それは今度から新しく出すのは何施設か知らんけれども、そこから四〇パーセントをゼロにするという話ではないな、今の話では、相談することやから、無しにもなる場合もあるし、皆さんの相談の中では現行どおりいくということもあるというふうに理解させてもらってよろしいな。はい。

私の意見はもう廃止してもらった方がいいと思います。前に私も言いました。これ本当に生類憐みの令と一緒にね、本当に最悪の条例というか決め事やと思います。これやったら一生懸命する者おれへんようになるわ。私、前から何遍も言うているように、もう市が現職の職員置いて高い給料出してやっとなんでは採算が合わんというところからスタートしてませんやろ。だから指定管理に出して民間の活力を導入して、そして人件費をアルバイトにして安くしてということですよ、恐らく指定管理の中でそんな一人前の月給払っているところないと思いますわ。大概まあ十万円か十五万円ぐらいと違いますか。それは職員を一人置いたのでは維持管理が高くつくということでしょう。とにかく安く安くときているはずですよ。その安く安く見積ったものまだ八掛けぐらいでいってますんやろ。本来はもう利益が出ないのが当たり前やこれ。一生懸命すればするほど赤字になるねん。はっきり言うて。私も長屋門とか博物館とかはちよつと関わらせてもらっていますけれども、まあ藤岡もわかりですよ。一生懸命やって人集めしてイベントすりやするほど赤字になってきます。もうかるところと違うんやな、もともともうかるところと違いますやん、一回イベント打って五千円か一万円もらって歌手呼んできてするんやったらもうかると知らんけど。三百円やそこらの入館料でそんなもんしとったら、やればやるほど赤字ですよ、こういう団体は。そういうところもよく認識していただいて、特にこの歴史とか文化の施設においては特にね。私、ほかのものは知らんけれども、こういう施設においては特に一生懸命

すればするほど赤字になるので、そこら辺もよく考えていただいて是非とも四〇パーセントはゼロにしてあげていただきたい。でないとする者が元氣出ませんわ。そういうことでございますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは、三番目の機構改革についてということで、一番、危機管理監の設置ということでございます。

先だって私、岩手県の方の災害のところに視察に行かせていただいたら、今役所のところには議員さんのランプありますけれども、ああいうところに部長さんのランプもそこにはあったわけで、危機管理監というランプがあったんで、後日、消防長に危機管理監というのは何ぞよという話を一遍聴いたことあるんです。ほんだからこうこうやと、災害の、五條で言うたら危機管理課ですか、そのどのよう表現したらいいかわかりませんけれども、即座に対応できるような組織の危機管理監やお話を聞かせていただいて、それは五條でも早急に取り組んだらええなあと私思いながら今になったんですけれども、ひよつとしたら消防長と話しちよつとしていたので、消防長が市長に言うて、もう向こうから言うとする間に作るんかなと私は思っていたのですけれども、なかなか機構改革で作るという話を聞きませんので、きょうは改めて一般質問させていただきたいと思っておりますけれども。

県下でも、危機管理監ができています市町村もあるようでございます。それでただ今の危機管理課をただ管理だけすると、名前だけ変えるというんやなくして、私が思っているのは、もちろん皆さん大塔の災害で大変やったということは、竹田総務部長らが一番よくわかってきていると思っておりますけれども、直接の担当で。

大塔の災害のときには、まず一番助けてくれたのは自衛隊、人数的にも自衛隊、県警なり、それら消防隊員さんも職員さんも一杯おりましたけれども、今再任用という制度があると思うのですけれども、その中で自衛隊に行っている人を五條で、再任用で雇うのか雇わないかわかりませんけれども、まあ自衛隊関係の一人、そして警察関係の一人、そして消防関係の一人ぐらいを嘱託になるのかないので、正職で置いたら給料高くつくので、そんな人らを配置していただいて、そして危機管理監は部長級にして、今は竹田総務部長ですけれども、今のやり方はどうも変則的で機能が果たさないのちやうんかなと、竹田総務部長や公室長が悪いというんちやいまっせ。人を動かすのはやっぱり公室長やと思います。ほんで何でお金の勘定せなあかん人があそこに座つとんのかと私は今でも不思議なんやけれども。やっぱりいざというときに職員を動かす、人を動かすとなつたら、やっぱりあこを部長級にして、市長直轄にしての部長級でそこから指示を職員に出せるという体制をまずとらなあかんと思います。そして災害があつたときに恐らく奈良は危機管理監ができておつて大分助けてもらったんちやいますの、あつちから、そうですや。だから台風終わったらすぐにそんな作るつてあながやかまし言わなあかんでこれ。その復興復旧とか

言うところけど、一つもこれが出てこない。

そして自衛隊やったら自衛隊のOBを一人来てもらって、自衛隊にはその道で行く、消防署は消防署の道で行く、警察は警察で行く。ああいう団体の人らはOBになっても組織がしっかりしているんですわ。警察は警友会ありますやろ、まあ五條消防団でも消友会ってある、そういう組織が辞めてからでも強い団体ですわ、この三つは。だからそれに一遍に連絡が取れるような方をやっぱり来ておいてもらわんことにはね、市の職員は部長級にして部長が指示したらええわけや。だからそこは、私は、今部長は公室長が筆頭部長でやっているのやと思うけどね、やっぱりそれ以上の部長を置かんことには、人動かすときに、いざというときの人がなかなか動かせないと思いますわ。特に瞬時に災害のときは人を動かさんなんのやから。すぐに立ち上がらんなんのやから。そういう危機管理監を作ることができないのか、質問をいたしたいと思います。ただ名前替えるだけ違うで。

○議長（峯林宏政） 樫内市長公室長。

○市長公室長（樫内成吉） 九番益田議員の御質問にお答えいたします。

今後三十年以内に発生すると言われております東海・東南海・南海地震など、いつ発生するかわからない災害への危機意識を長期に持ち続けることは難しいことですが、議員御指摘のとおり、緊急時に即対応できる体制づくりは、市民の皆様が安心して安全に生活を送るためには必要不可欠であると認識しております。

一 昨年の災害以降、災害対策本部会議を毎月開催し、市の防災意識の向上に取り組んでおるところでございますけれども、いざというとき、強力なリーダーシップで全庁の応急対応の統括、調整が行えるような体制づくりを検討しているところであります。

以上、答弁とさせていただきます。（「九番」の声あり）

○議長（峯林宏政） 九番益田吉博議員。

○九番（益田吉博） あのね、検討しているのはいいんやけれどもね。検討ばかりしていたら時間あれしまへんで。こんなもんすぐに作らな。もう大塔から一年半ですやろ。この間の施政方針で市長が読んでいたけれども、もう一年半経ちますんやろ。宇陀市も危機管理監ができてますねん。宇陀市は五條と余り人口変わらないのやな、ちよつと多いんかな。まあまあよく似ていますやん。そやけど宇陀市も山ようけ抱えてますね宇陀市も。だから大塔ほどはきついなと思ふけれども、五條の大塔の災害を見てね、うちも山をようけ抱えているさかいに瞬時に対応できるようにせないかんと言うて、宇陀は大塔の災害を見て作ったんです。五條は自分ところじかに被害を受けているのよう作って

ない。まだ公室長、検討していくってね。時間あれしませんで。ずっと検討しますんけ。こんなものすぐに作ったらいいんやな。市長、答えたいんかえ。(笑声)どうぞ。

○議長(峯林宏政) 太田市長。

○市長(太田好紀) 九番益田議員の質問にお答え申し上げたいと思います。

公室長の方からお話ありましたけれども、いつ発生するかもわからない対応ということで、宇陀市の方もお話も出ました。うちは危機管理課ということで、あつたということですよ。その中で対応していたということで、昨年度、これは自衛隊の誘致ということで、来ていただくというところで、国そして県と連携をとりながら進めています。そんな状況の中から、昨年の当初から自衛隊の方を五條市にということで、これは災害対策と兼用してお願いをしました。どうにか大体方向性が決まってきたのではないかなと、今年には自衛隊の方から来ていただく方向になるのじゃないかなとそういうところにきています。これは自衛隊を引っ張ってくる一つの目的とそして危機管理課の中の自衛隊という位置付けの中の形で進めていくということと昨年度からありました。今年には奈良市と五條市ということで、県が調整をしながら今、調整をしていたので、ある程度もうすぐに方向性が大体決まってくるのではないかなと、いつ頃の時期になるのかなと、そういうことも決まってくるのではないかなと思います。

そして、確かにうちは一昨年に大水害に見舞われたということで、大変苦労した。いろいろな御支援、御協力を得ながら今までもきたわけでありませけれども、今後やっぱり南海トラフ、東海・東南海・南海地震が起こり得るといふことのそういう状況からした、もう一つ強化をしなくてはならないということと昨年度からはその協議をしてきたわけです。

そして公室長の方からは検討していくということですよ。四月からその体制はしていくと、方向性はしております。正に益田議員が聞いたこと、横で聞いたことかというように、本当によく一致しているのびっくりしているのですけれども、意見がそのくらい合うのかなと思つて大変うれしく思っているのですけれども、一応、五條市としても分離をして危機管理課の方を分離してより強固にして災害と今災害があつた対応と、そして今後の南海トラフに掛けての災害対応に向けてを念頭に置いてそれを強化するためにも、そういう組織づくりをしていきたい、そういうような方向性で進んでおることも事実でありますので、今言われたとおり四月からはそういう形で進めていきたい。そういうように考えております。

以上です。(「九番」の声あり)

○議長（峯林宏政）九番益田吉博議員。

○九番（益田吉博）それはそういう方向で進めて、四月一日から機構改革で、するということですか。今私申し上げました自衛隊とか消防とか警察の方は今言うてすぐに三人そろわんでも、ええ人が出てきたら再任用になるのか、嘱託になるのかわかりませんが、入っていた方がより強固な防災ということになると思いますので、よろしくお願い申し上げます。

また今市長、おっしゃられましたけれども、自衛隊の方を入れるというのは、私はさっきには言わなかったけれども、市長言うてくれたけれども、やっぱり五條に自衛隊を誘致するという上で、やっぱり何かと具合がいいんと違うかな。進めやすいかなと、災害だけと違って、私もそういう考えを持っておりましたので、よろしくお願い申し上げます。四月一日から楽しみにしております。

久しぶりやな、市長と考えが合ったのは。次にいきます。

四番の重要伝統的建造物群保存地区について、（一）無電柱化についてでございます。

これも私、一般質問でも二回ほどさせていただいたと思います。去年の予算で二百万か二百五十万やったかな。これもどんな方法がいいかということで、資料ができてきたように聞いております。それで、今後の方法、進捗状況についてお聞かせ願いたいと思います。

○議長（峯林宏政）森本都市整備部長。

○都市整備部長（森本敏弘）九番益田議員の御質問にお答えを申し上げます。

新町通りの無電柱化につきましては、都市景観の向上と、安全で快適な通行空間の確保等を図る目的で、調査委託業務が発注され、基礎資料報告書が、平成二十四年十月に作成をされました。

無電柱化の調査の概要につきましては、延長九〇〇メートル、対象地区の現状は、関電・NTT共用柱五十本及び地下埋設物関係六団体も占有物件がありました。

報告書の内容において、現時点における地中化に対する見解としては、既設埋設物を移設し、完全地中化にするのは非常に困難との見解であります。

よって、完全無電柱化以外の検討として、裏配線、軒下配線の併用などがありますが、現在の新町通りを考えたとき、いずれの施工方法も、企業者との費用負担の問題、堤防内の占用、地元との調整などの課題が考えられます。

これら諸問題を解決するためには、市及び関係住民、また関連事業者などによる具体的な検討組織の立ち上げが必要と考えられます。

現在、一昨年より取り組んでおります、五條市まちづくり推進協議会で「五條新町を核とした賑わいのあるまちづくり」をテーマとしたまちづくり構想において、現在具体的に協議会や専門部会等で協議、活動いただいております。

本件につきましても、平成二十五年度において、新町通りの美観景観及び町並みとの調和という課題について、ワークショップ等の体制づくりを行い、検討協議してまいりたい、このように考えております。

以上で答弁とさせていただきます。（「九番」の声あり）

○議長（峯林宏政） 九番 益田吉博議員。

○九番（益田吉博） そしたらこれは、この前の調査というのか、あれは教育委員会で、文化財課でしていただいて、事業は都市整備の方でしてくれそうです。前向いて進めるのは、はい、わかりました。

恐らくや、皆、電柱なくなったらいいな、電線なくなったらいいというのが、総論としては恐らくや新町地区の人も皆、訪れる人はもちろんそうですけれども、思っておると思うんですけれども、いよいよ軒下配線なり、また裏側に電柱を立ててということになったら、いろいろ土地の所有者もおられるし、総論は賛成でも、いよいよ各論になったらいろいろな意見は出てくると私も思っております。そんな中、一つ役所の方でお世話をさせていただいて、一日というよりも一年でも早く進むように一つ努力していただきたいと思っておりますので、よろしく願い申し上げます。

答弁は結構です。

次、五番の五條市立中央体育館の建て替えについてということで、この予算はどこに付いているのかな。教育委員会には付いてなかったのか、都計の方に付いているのですか。

そしたらまず、（一）のなぜ急にこんな話が出てきたのか。ちょっと私もよくわかりませんが（二）建て替えの経緯・経過についてということ、答弁願えますか。

○議長（峯林宏政） 町口 教育部長。

○教育部長（町口正治） 九番 益田議員の御質問にお答えを申し上げます。

体育館建設に至るまでの経緯・経過と建設予定地につきましても、併せて御説明申し上げます。

昨年の十二月二十七日に奈良県主催によります全国高等学校総合体育大会を契機とした南部地域おこし説明会が開催され、副市長、教育長、ふるさと創造課長、生涯学習課長が出席をしました。

この説明会では、平成二十七年八月に全国高等学校総合体育大会夏季大会が和歌山県を幹事県として、近畿内で開催され、奈良県におきましては、アーチェリーなどの六種目の競技を担当することになり、これらの競技種目についての概要説明がございました。

その後、この説明会の本題となります、総体を契機に県南部の市町村の振興を図っていくための、財源的な支援などについて説明があり、具体的には、新たな体育施設の建設に当たっては、元利償還額に対して七〇パーセントの交付税措置がなされる過疎対策事業債を充当し、残りの三〇パーセントの市単分についても県が一定の補助を行うといった内容であり、各市町村に当たっては、開催できる競技を検討して年明けの一月九日までを期限として報告をお願いすることでありました。

その後、説明会での内容を含め協議した結果、奈良県の南部振興と和歌山県が幹事県で隣接する五條市としては、何かの競技を受けるべきと判断をし、競技種目につきましては、会場と設備などの関係上、既設の施設で対応できるアーチェリーをとるか、もう一つの考え方としては、現有の中央体育館については、築後四十一年が経過していること、体育館の規模、設備等で公式競技大会の開催ができないこと、また、収容人員の多い市の行事や文化活動等にも十分な対応できないことから、財源的にメリットのあるこの制度を使い、市として適正な規模と設備を有し、高校総体の競技を受け入れることのできる体育館を新設する、この二案としました。

そして一月八日に市長、副市長、教育長を交え、高校総体の概要と今申し上げました二案について説明した結果、体育館を新設する方向で、また、建設候補地としては、中央体育館南側の駐車場を検討することとなりました。その結果を基に、体育館の規模や機能、設備、競技種目などについて検討を重ね、市として適正な規模と設備から、受け入れる競技種目はフェンシングが妥当であると判断し、体育館の面積は競技場で三三メートル掛ける四二メートル、舞台、付属施設などを併せると一階の床面積は、四三メートル掛ける五五メートルの二、三六五平米がおおむね必要であり、外溝、植栽等の面積や駐車場を含めると、建設候補地としている、中央体育館南側駐車場用地に当てはめるとスペース的に収まらないことが判明しました。

以上により、一月二十八日の予算に関する市長ヒアリングにおいて、体育館建設用地について再度協議し、二箇年の期間に完成すべく建設に当たするためには、市が所有する更地で、建設可能な面積があり、造成工事などに日数を要しない用地として、加えて、これまで体育館用地として構想されていた上野公園の中にある臨時駐車場の場所が条件を満たしていることから、一つの候補地となりましたが、今後も、総合的

な観点から検討しなければならないと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。（「九番」の声あり）

○議長（峯林宏政）九番益田吉博議員。

○九番（益田吉博）一月の二十七日に四人で説明会に聴きに行つたと、そういうことですね。十二月の二十七か、そうですね。そして一月の八日に市長、副市長、教育長、ほかに誰がおつたんかわかりませんが、報告したと。そして一月の二十八日には決定してヒアリングをしたということですね。ちょうど一箇月で。ものすごくスピード早いですわ。役所にしてわ。（笑声）そして候補地は今の体育館の横を検討したと、しかし入らないということがわかつたと、そして次は上野公園の第二駐車場、……臨時駐車場ですか、あの奥の碑の左側、（議場に声あり）碑の左側違うんか、高台つてそんな水につからないような高台あるのか、あそこに。高台つて。

○議長（峯林宏政）町口教育部長。

○教育部長（町口正治）答弁申し上げたいと思います。

一番上の慰霊塔の前の臨時の駐車場がございます。そこが、そのときに適当かなということになった次第でございます。ただ最後の答弁で申し上げましたように、今後も総合的な観点から検討しなければならないと、こういうことになっておる次第でございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「九番」の声あり）

○議長（峯林宏政）九番益田吉博議員。

○九番（益田吉博）場所は今後も検討していくということやな。そない言うてるやん。

○議長（峯林宏政）樫内市長公室長。

○市長公室長（樫内成吉）九番益田議員の御質問にお答えいたします。

先ほどの教育部長の答弁と重複いたしますけれども、昨年の末の十二月二十七日に県の説明会があり、そして一月九日までの締切り、本当に短い間の協議の内容であり、あるいは中央体育館の建て替え等を決定いただきました。それはあくまでも、南部振興であり、あるいは五條市の市民が利用できる体育館の環境を整えていくという大きな大義名分の中で、されたと思っておりますけれども、さてどこで建てるかというところにおいては、非常に悩んでいた中で、現状の中央体育館のところは少し狭いということであれば、やはり五條市の所有、短期間の間で考えていくならば、五條市の所有で一団の面積があるところというところで一つの候補として上野公園の、特にあそこが水につからな

い回りというところで、一つの候補地として決定していただいております。ただし、今そこで一〇〇パーセント決まっているということではありません。

以上、答弁とさせていただきます。（「九番」の声あり）

○議長（峯林宏政）九番益田吉博議員。

○九番（益田吉博）上野公園のところに体育館を建てるということを私決して反対はしておりません。しかし、あれを建てるときに都市計画決定を打つてあると思います。そのときに、あそこへは体育館を建てるということになっておもうのです。今田市長当時に、今田市長もあそこに体育館を建てらんなんということで一生懸命に努力された。その場所はどこかあんた知っていますか。

そして今田市長が断念した。そして榎市長になって榎市長も当時榎塚さんがおったんで、あそこに体育館建てるようになってるやんか、早く建てんかえって榎さんに言うてました。それでも榎さんも建てられなかった。それはそれでいろんな経緯・経過があるからなかなか皆建てられなかった。まず水も大きな問題や、あそこは。そしてどこにごみが入っているのか知らないけれども、ごみもあるやろ。そのときに今田市長が体育館建てるという場所は碑のところからもうちよつと向こうに行ったら坂上つていますわ。だから相谷の家が建っている同じレベルのところまで行って、上って行った左側のところの田んぼを買って、そして横の竹やぶが●●さんのやっと思いますわ。あの辺に建てようと、あそこやったら水は絶対大丈夫やと、あそこが水漬かるようだったら相谷のあの辺の人も漬かるさかいに、あそこまでだったら大丈夫やろ、伊勢湾台風くらいの水が来ても、あそこは伊勢湾台風でも漬かっていないから。それで今田さんもいろいろ努力されたんやけど、なかなかその当時、田んぼを売ってくれなかったとかいう話で断念したと。榎市長になっても努力しておったけれども、なかなか前向いていかなかったと、今のおたくらが考えているところへ建てるんやったら簡単に建てられたんや、今までから。みんなあそこが水に漬かるという潜在意識を持っているので、たとえちよつとでも高いところに建てたらなあかと、同じ建てるのやったら、体育館は。阪合部の体育館かって水漬かってますやろ、前に床張り替えたの違うの、あれ。床あかんようになって、阪合部の向こうべらの体育館ですよ。もちろん芝、太田市長も反対していたけれども、あの芝も水に漬かった、最近な。あそこはやっぱり水というのが頭にあるわけですよ。だからなかなかうまいこといけへんのや。芝が水に漬かったくらいやったら洗ったら済むけれども、だからあんたらが考えているところやったら、今田さんも榎さんも建てとつたんよ。そこら辺、場所決まってへんのやったらええで。それでも決まっても都計に予算付いているって言うたんけ。俺、見てないけれども。ボーリングするとか、地質調査とか、そういう予算ですよ。これは、私はもつと検討しなければいかんと思います

わ。そんな、今部長言うと思ったけれども、七〇パーセントの過疎債があつて、そして三〇が一五、一五、県が一五持ったろつて、建てるのになんぼ要るのか知らんけれども、そんなんですぐに飛びついたわけやな。一月で。そういう結果ですな。結果として。過疎債の七〇みたいな別段県努力しなくても使おうと思えば使えるわけやん。五條になんぼ枠がくるのか知らんけれども。要するにその体育館の一五パーセントだけが県が持ったろつたよという事に飛びついてしまったわけやな。そんなに飛びついて水に漬かるところに体育館建てとつたらあかんと僕は思いますけれども、どうですか。

○議長（峯林宏政） 太田市長。

○市長（太田好紀） 益田議員の質問にお答え申し上げます。

いろんな形で今回は早くスピーディに進んだということで、なかなかこんなことは滅多にないのに、これくらい早く進んだということ、大変感謝をしていただいたこと、有り難く思っております。本当にこれに関しては、本当に拙速やと言われても仕方がないと思っております。

しかしながら、この三月補正でも御存じのように耐震補強、屋内運動場体育館の耐震補強の補正予算が計上されています。小・中学校が全て終わりました。これから体育館に耐震補強をするという状況の中で、中央体育館も当然耐震補強はしなくてはならない、そして雨漏りも補修しなくてはならない、床を全て張り替えなければならぬという状況の中で四十七年たちましたか。そういう形の中で、老朽化していると、いろいろなことで早かれ遅かれそれをしなくてはならない、しかしながらなかなかその財政状況を見たときに大変厳しい状況であると、いろいろな今事業をしている中で、なかなか進めるのは難しい、過疎債といつてもいろんな形の中でいろいろと使われておりますので、それを一つに結んだときに相当な金額に膨れ上がるというこの経過がございますので、今回においては県から、また南部振興から、こういう形の南部振興のスポーツ振興に役立ててほしいという、こういうお話もあつて知事とも出会ったときにこれを一つの活性化してほしいということも、その後知事とお話をしたときも言われて大変有り難いなと、そういう状況の中で今これに乗るしかないなと私も思いました。これにもし乗らなければ、あの体育館は今のところへは建てられる状況では今はないと、耐震補強もするに至つてもなかなか今の状況では苦しい状況になるのではないかなということも考えたときに今時間的に本当に余裕はなかったけれども、過去の経緯も聴きました。そしたら一つの方法として現在のところ、平成二十七年に和歌山県で開催されるということで、二十六年中に全てを仕上げていかななくてはならないという、そういうことを考えたときに相当早くしなくてはならないし、リスクも負わなくてはならないということもありますけれども、五條市の全体の財政状況を考えたときにこれに乗る方がベストだという判断で進んでいった経過もございます。そういう面で御指摘を受けるのもこれは仕方ないと

私も思っております。しかしながらこれが五十年先を踏まえたときに、これに乗る方が五條市の財政はより良くなる。これにおいても過疎債とそして県からの、うちは一五パーセントとしか聞いてないのですけれども、まだそこまでは決まっていませんけれども、そんな話が出て、何もかもよく知っているのでびっくりしているのですけれども、そこらも相当な優遇をしてくれるということは県の方から言われています。確かにそうすれば、市の負担が相当軽減できると。実際中央体育館を耐震補強とそして雨漏りの補修とそして床を全て悪いということで替えの場合、二億円以上掛かるということ言われています。この過疎債と県の益田議員が言ったように県が一五パーセントくれれば、一億少しのお金で建てられると、そういうことで大変有り難いという、そういう方向の中から進んできた経過もございます。どうしてもこれに関しては上野公園とかいろんな位置付けの話もあります。大変水の心配もあるということを聞いていますし、今田元市長、榎元市長のときから計画があったということも聞いております。それがたまたま今そういう形の中で進んできた中で、大滝ダムもこの三月一杯で完成し、四月から供用開始をするとなれば、昔みたいな水害はないかもわかりませんが、到底あそこはまだまだえん堤もできてない。国交省の方の河川の方にもどうか早くしていただきたいということで、先ほども真ん中の堆積土砂のことも話がありましたけれども、予算は付いていますけれども、なかなか築堤までは至っていないと。上からずっと下流側に向けてやっていたいていますけれども、なかなかしてくれていないというのが現状です。そういうことも踏まえながら、そこらやはり水害も起こらないように、また一番適正な場所というのは最終的には私はもうあそこしかないのではないかと、いろいろと検討はこれからしていく中で、場所的にはあそこしかないのじゃないかなというような気持ちは私は持っております。しかしながら今言うたように、そこでどういう形の中で、そしてその体育館を、形をどの場所で、今言われたようにあの場所も今言うたようにその山側の方も土地を購入してというような、そんな過去の経緯もあつた。そのときに一部反対したというような経過も、電気がつくとかいろんな問題もあつたということも聞いております。しかしながらそういうことも踏まえながらどうしてもこの事業は進めていきたい、それが五條市にとって最適だということだけ御理解をしていただきたいと思えます。

以上です。（「九番」の声あり）

○議長（峯林宏政）この際、申し上げます。

益田吉博議員の一般質問の残り時間は二十分です。

九番益田吉博議員の発言を許します。

○九番（益田吉博）後二十分やったら最後までいかれへんかもわからん。（笑声）

その経緯経過、建設予定地、十分水の漬からないように考えていただきたいと思えます。あそこはもともと遊水地、水が漬かる場所やから。あそこは水が漬かる場所やねん。もともと。昔から。あそこはそやから水が入ってくるようになっていいるのや、吉野川の形状からしたら、だから家みたいな一軒も昔からあそこに建ってませんやろ。皆、碑のところから上に行ったところだと思えますわ。国道の端か。あそこはもう昔から水の漬かる場所ということだけは頭に入れておいてください。ボーリングするのはどこにするのか私は知りませんが、

もしたら、その建設費用と太田市長、なんか市の出し前一億なんぼでと言うてましたけれども、建設費用、また財源の確保等についてお願い申し上げます。

○議長（峯林宏政） 竹田総務部長。

○総務部長（竹田和彦） 失礼します。九番益田議員の御質問にお答え申し上げます。

建設費用につきましては、平成二十五年年度一般会計当初予算案におきまして、地質調査業務委託料、測量業務委託料及び設計業務委託料など合計四千四百五十万円を予算計上しております。

事業費の財源につきましては、先ほどからもお話ございましたが、充当率が一〇〇パーセントで、かつ有利な交付税算入を有する過疎債の借入れを見込んでおります。

そして、今後の事業費の財源におきましても、過疎債の充当を計画しているところでございます。

国の新年度地方債計画におきましては、過疎地域の振興事業の財源措置として、前年度に比べ過疎債の増額が盛り込まれているところであります。

過疎債の確保につきましては、要望額を基本に国から県に同意額が示され、県が各市町村に配分するという流れとなっております。

県におきましては、南部振興及びスポーツ振興の柱として過疎債の確保及び独自の財政支援について、積極的な支援に向けた方向が検討されておるといところでございます。

次に、長期的な財政見通しでございますが、継続事業の執行や新規事業の着手等によって、地方債借入額は一時的な増加が見込まれますが、計画的な起債の償還により、借入残高は再び減少して推移する見通しでございます。

財政指標につきましても、引き続き良好な数値を堅持できるものと見込んでおります。

今後におきましても、地方債発行と償還及び地方債残高の推移に十分留意して、バランスを保ちながら財政の健全化に努めてまいります。

考えております。

以上、答弁とさせていただきます。（「九番」の声あり）

○議長（峯林宏政）九番益田吉博議員。

○九番（益田吉博）財政的には大丈夫やということですか。（「はい。」の声あり）建てるの大体十億くらい掛かりますんやろ。七〇パーセントの過疎債というお話やと思うのやけども、過疎債って全国で二千七百億か、今三千億くらいになっておるのかわからないけれども、それが県に割当がくると、県の割当は大体百分の一ほど違うん。三十億ほど、それをまた市町村に割っているわけですやろ。これ十億の過疎債、二十七年に造らんなんわけですな。南和病院も過疎債使わなんやろ。そしたら従来の五億、六億の過疎債でいろんな事業をやっているわけですやんか、今、そこへ十億増えるのやろ。病院四億か五億増えるのやろ。そこら辺はちゃんと話合いができておりますんけ。県の割当三十億くらい違うかなと思うけれども、国から県にくるのが。これは特別枠で総体やから箇所付けで五億に付けたれという話で進むのですか。県に三十億ほどか、過疎債、枠ないと思うのやけどな。特別に十億か五億に箇所付けでくるのやったらええけれども、その辺は検討できていますんか。

○議長（峯林宏政）竹田総務部長。

○総務部長（竹田和彦）県への割当というのは毎年事業費にに応じて県が取りまとめて国に要望し、国の方からその要望に見合った額での認可というのが下りてきます。県の割当額というのは毎年変わるところでございます。

議員おっしゃるように、今年二十五年度新年度の過疎債の国の枠というのも百五十億増加の計画をしております。事業費、議員おっしゃるように仮に十億ということで試算いたしましたら、事業費が大きいということもありませんので、工期的にも二年にまたがる可能性があると思います。となりましたら、二十五、二十六ということですが、仮に五億、五億という形で考えましたら、二十五年度では十億五千万ほどの過疎債、二十六年度では十三億五千万ほどの過疎債が必要になってくるということになります。

過去に合併後の十八年から今年度の二十四年までに過疎債が十億を超える額というのはあったかと言いましたら、ございません。一番その期間で大きいのが二十三年度の許可額が九億七千万、実質の借入額は七億八千万でございますが、二十三年度ですので、五小の体育館であったり、野鳥の森の事業費であったりというところで過疎債を充当したわけでございますが、で過去に十億超える借入れというのは、実績はございませんが、過去のいずれにおいても県より全額の借入額、申請額が認可されております。

それから、国におきましては、実際の過疎債の発行額というのは地方債計画で定められた額よりもいずれも下回っておると、つまり全国的には余裕を持っておるといような状況でもあります。二十五年におきましては、なおかつ百五十億増加されたら、二千九百億から三千五十億に増加されておるといような点もござります。（「九番」の声あり）

○議長（峯林宏政）九番益田吉博議員。

○九番（益田吉博）わかりました。全国的には増えておるし、余り気味やということ、まあ大丈夫やろと、そして二年で割ってやるのでという話ですな。はい。わかりました。二年で割ってしようと思つたら忙しいわな。また臨時議会開いてするか、なんかせな。来年の二十六年度の今の本予算に上げておつたのでは間に合わないのやろ、恐らく。二年にまたがれないわな。二年にまたがろうと思つたら二十五年も使わんなんということになるわけやろ。これもまた臨時議会開いてやらんなんよな感じですか。はい、頑張ってください。

四番の新旧体育館の利用及び経費についてはもう答弁は結構でございます。恐らくや今の体育館よりも新しい体育館建てたら経費はたくさん要るくらいはわかっているやろし、問題点だけ一つ言うておきます。経費はまあたくさん要る、なんぼ要るのかわからんけれども、上野公園、私今のところはそんなんええとは言うてませんで。もしも市長が是非ともやりたいと言つて、とおしていつて建てるんやったら指定管理にせんなん、そうですね、あの中に建てたら、次誰がとるのか別としても、指定管理料あげらんなん。そしたらあそこで使用料発生してきますわな。今こつちの体育館だったらただですわな。年間一万三千何人か利用しているわ。そのままそこに行つてお金払つて利用してくるかといつたら、私は減ると思います。一般の人は。だから大きい体育館ができたら大きな大会呼んで来て、そういうようにしたら増えるかもわからんけど。実際五條市民が、僕が利用するのは減るん違うんかな、お金払わんなんよな。大きな慰霊祭やら敬老会やらするのには具合はいいわな、二つに割らんでもいいさかい、大きな体育館建てたら。それはそやけど市の事業やさかいだになるわな。指定管理者かって、そういう問題も発生してくるよに僕は思いますので、付け加えておきます。

次、六番の水道事業について。（一）上水道の水利権についてでございます。時間もございませんで。

この前の委員会でも局長の方から五條の水利権は、今は暫定やと、上のダムができたらいよいよお金払わんなんということ、現に十三億の権利金というのか、払わんなんというお話を聞かせていただいたときに、私が一の木ダムの水が三分二余っていると、パイロットの水が。パイロットも一五〇〇ヘクターに水を、そこに村を引つ張るつもりで造つたけれども、現在は四五〇ヘクターほどしか、水がいつてないと、だから南近畿の方からもつと水を使えと、畑へ水を引つ張れというお話で、十年間で十億ほどの事業をせよという話があったわけですから

も、それでアンケートをとったら、一〇〇ヘクターくらいの方が、既畑ですな、昔からの畑へ引っ張りたいというアンケートだけですけれども、あったけれども、いよいよ維持経費が要るとなったら恐らくもう皆要らないのではないかとというのが今の現状やと思うのです。だから、あそこの水が余っているのです、別段津風呂の水を大淀から大和平野に送っているわけですけれども、あそこも水路が悪くなっているのです、よすのに紀伊平野と一緒にすけれども、和歌山と一緒に七百七十億の工事を今やっているわけです。二十七年か二十八年まで掛かるといって、あそこの水を要するに買ってくれたらというのが十三億やっただん違うのかなと、私は解釈しておるのですけれども、それやったら一の木ダムの水が三分の二余っている、恐らくは私はずっと余ると思いますわ。その権利を話ができるものやったら買っていたら、国中の方の水路直すのに五條の金を持っていかんと、そのお金をなんとかパイロットの維持管理の方に使えたらいいなという話をさせていたただいたと思うのですけれども、その答弁いただけますか。

○議長（峯林宏政）中永水道局長。

○水道局長（中永 充）九番益田議員の御質問にお答え申し上げます。

ただいまの件につきまして、去る二月八日の厚生建設常任委員会におきまして、益田議員から御提言いただきましたので、早速農林政策課を通じて当該ダムを管理しております近畿農政局南近畿土地改良調査管理事務所へ照会いたしました。

それによりますと、「一の木ダムは国営五條吉野土地改良事業により五條市及び下市町に広がる山林等の造成畑と既成畑に対し防除を含む多目的畑地かんがい用の農業用水のダムとして造成されたもので、その水は農業用水を目的に農林水産大臣が河川管理者の国土交通省から許可を得ているものであり、農業用水以外の目的のためには利用できない。」との回答でございました。

しかしながら現実に、今益田議員がおっしゃいますように、水は余っているのではないかと、ということでございますけれども、「既成畑への水手当の関連事業として位置付けをしておる。現時点では事業が進ちよくしておらず、造成畑と給水スタンドによる水使用がされている状況であるため、全量が使用されていないが、今後関連事業の進捗により必要となる農業用水として受益面積に対する余剰水は発生していない。」とのことでございます。

それでは、その関連事業の進捗状況によっては上水への転用は可能であるかどうかということをお聞きしましたところ、「一の木ダムの水利使用については、平成二十二年度に更新協議を行い、平成三十二年度末までの許可を取得している。現在進めている事業の進捗状況にもよるが、受益面積の減少等で一の木ダムの農業用水の必要量が整理され余剰水が出れば、次回更新時期には農業用水以外の目的のために新た

な利水として使用できる可能性もある。」との回答をいただきました。

このような状況から、現在のところでは上水への転用は難しいのかなと考えております。

以上でございます。（「九番」の声あり）

○議長（峯林宏政） 益田議員に申し上げます。

議員の一般質問の持ち時間は後五分でございます。

○九番（益田吉博） そういうことで、もう時間がございませんので、三十二年までという中で、あこの水をもっと使えと、事業を起こせということはわかっております。しかし私は無理やと思います。だから二十八年に県に十三億払わなんのやつたら、なんとかそこを、今まで五十年も払わないで五條はきたんやさかい、はっきり言うて田中勇治郎さんから、五條の町中を吉野川が流れているのに、なんで水くんで悪いんぞよと言うて、ずっときたわけですやんか、今まで。だからそこはもう一遍県と話し合いをしてもらって、待ってもらえるのやつたら、その三十二年まで待ってもらって、一の木の水が、あれね、何とかせな、国交省がためとくんやつたら吉野川、紀の川に流せと言うとんねん、お前ところもう使えへんのやつたら流せと、下へ。そやけど農林水産省は、いやあれは柿山にスプリンクラーで水をやる水やさかい流されへん。だから柿のほかにもっと水を使ってくれと言うてきているわけですやんか、中身は。そやけど津風呂湖の水を上水道に、要するに田んぼの水ですな、使えって、こっちの畑の水をそんなんよそに使えないということは絶対ないと思う。だからこころをもうちよつとうまいこと話し合いをしていただきたいと思えます。

次に、岡中継所のことですけれども、これは太田市長も議員のときにやかましく言うていた話ですけれども、これを一番先に本来は市長になつてすぐにこれをやるのかなと私は思っていたのですけれども、このことについてお願い申し上げます。

○議長（峯林宏政） 中永水道局長。

○水道局長（中永 充） 九番益田議員の御質問にお答え申し上げます。

この、岡中継施設につきましては、御存じのように平成十九年に休止と判断され現在に至っておりますが、この施設に係る配水系統は岡ポンプ所から岡配水池に送水ポンプで揚水し、田園地区、岡地区、牧野地区、北宇智地区の約三千五百戸に給水している重要施設でございます。この施設の築造計画は、市民の皆様方の生命と財産を守るための安全対策事業であることはもとより、地震等災害時には市民の生活用水等を配水する応急給水拠点となるなど、その位置付けにはなんら変更はなく、その事業再開を検討してまいりました。

市内には耐震等災害対策を施さなければならない水道施設が数多くございますが、財政状況等を勘案しながら優先順位を付けて計画的に対策を実施しているところでありますが、この岡中継施設築造事業を最重要課題と捉え、本年度に現在の耐震基準、建築基準に適合するべく、実施設計の修正業務行いました。

その実施設計の修正結果に基づき、平成二十五年度、二十六年度の二箇年で築造する計画で平成二十五年度予算には当該予算を計上しております。

以上でございます。（「九番」の声あり）

○議長（峯林宏政） 九番益田吉博議員。

○九番（益田吉博） 予算計上してくれているということは、もう前向きに進めて工事をやっていくということですね。はい、それはよろしくお願い申し上げます。

次に、結婚相談所の開設についてということで、（一）子どもサポートセンター内への開設についてということでございますけれども、これはもうほかの議員さんが何回も質問されていると思いますけれども、是非とも早急に元のハローワークの中ということを私書いてありますけれども、別段青少年センターがあそこにくるのだったら、手狭であったら別段あそこへ必ずしたらという、あの辺が私勝手に環境的にいいかなと思っただけでございますので、その辺部長、答弁をまわりしてくれてあるのだったら、お願いします。

○議長（峯林宏政） 櫻井あんしん福祉部長

○あんしん福祉部長（櫻井敬三） 九番益田議員の御質問にお答えを申し上げます。

今議員からお話ありましたけれども、昨年の十二月の議会にも堀川議員の一般質問において答弁させていただきましたが、市といたしましては、平成十七年に奈良県の事業として結婚活動を応援する「なら出会いセンター」が開設され、県内のイベント開催等を通じ「出会いの場」を広く提供する事業に賛同し、市のホームページや広報紙を通じて、市内の独身男女の登録を推進しているところであります。

平成二十五年三月一日現在の五條市の登録者数は、男性二十八名、女性二十九名の合計五十七名でございます。うち男性三名、女性四名の方から御結婚の報告も届いております。

また、本市には、年に四、五名の方が結婚に関する相談に訪れますが、現在は児童福祉課を窓口として、対応をさせていただいております。さて、御質問の「子どもサポートセンター内への結婚相談所の開設」につきましては、教育委員会としては、現在の青少年センターの機能

を子どもサポートセンターとして充実させるためには、現在の場所では手狭で、かつ老朽化しており「児童・生徒・子どもの健全育成の展開の場」として、旧ハローワークの全館の使用が必要であるとの意向をお聴きしております。

本市でも、未婚の方が増え、結婚年齢が高くなり、少子化が進んでおります。また、ネット社会が進むとともに、人との関わりが減少しております。

このような状況を鑑みますと、独身男女の結婚活動を応援し、市内で子供を産み育てていただけるように引き続き県の事業である「なら出会いセンター」の活用を更に啓発していくとともに、併せまして市独自の取組といたしまして、結婚に関する相談や活動を応援していただける団体、拠点、あるいは活動を助長できる事業の展開などを前向きに検討してまいりたいと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。（「時間切れですか。」の声あり）

○議長（峯林宏政）はい。益田議員。

○九番（益田吉博）そしたら、検討していただいたら結構ですけれども、是非とも前向きで、開設してくれて、私言うとなんやから、どっか場所、それだけよろしく、また辻部長、ごめんなさい。時間がございませんで、また厚生の委員会でも他のところでもちよつと言わせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

ありがとうございました。

○議長（峯林宏政）以上で九番益田吉博議員の質問を終わります。

トイレ休憩のため、三時十五分まで休憩いたします。

午後三時一分休憩に入る

午後三時十四分再開

○議長（峯林宏政）休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ただいまの出席議員数は定足数に達しておりますので、会議が成立いたします。

この際、申し上げます。議員各位の質問並びに理事者側の答弁は明瞭、的確にお願いいたします。
一般質問を続けます。

一番、福塚 実議員の質問を許します。一番福塚 実議員。

〔一番 福塚 実質問席へ〕

○一番（福塚 実）ただいま議長の発言の許可をいただきましたので、通告どおり発言させていただきます。

まず一番、市の公用車の集中管理について。

二番に市の財政状況について。

また三番、（仮称）五條市新し尿処理施設について質問させていただきます。

それでは、一番の市の公用車の集中管理について。（二）の公用車の台数についてです。五條市の公用車は、今現在何台所有していますか。またその中で集中管理している台数をお聞かせください。また、その使用目的と使用頻度について、部長お答えください。

○議長（峯林宏政） 竹田総務部長。

○総務部長（竹田和彦）失礼します。一番福塚議員の御質問にお答え申し上げます。

まず、集中管理公用車でございますが、現在、十四台を財政課の所管といたしております、各課への貸与を行っております。

次に、前年度の決算による公用車の保有状況でございます。車両総数は二百二十二台でございます、内訳を申し上げますと、普通車両につきましても三十八台、小型車両につきましても二十五台、軽車両につきましても四十五台、消防車両につきましても消防団車両及び救急車両を含めまして七十一台、じん芥収集車等其他車両につきましても四十三台となっております。

次に、部局別の保有状況でございますが、市長部局におきましては百六台、議長部局におきましては二台、水道部局におきましては十一台、教育委員会部局におきましては二十九台、消防部局におきましては七十四台となっております。

以上、答弁とさせていただきます。（「一番」の声あり）

○議長（峯林宏政） 一番福塚 実議員。

○一番（福塚 実）この集中管理車についてですけれども、十四台集中管理しているということですが、使用頻度またその十四台がどのような状況で使われているか。ちょっとその辺もお答えください。

○議長（峯林宏政） 竹田総務部長。

○総務部長（竹田和彦）失礼しました。一番福塚議員の御質問にお答え申し上げます。

集中管理公用車十四台は財政課で所管して、毎日必要な課が貸与してくるということでございます。十四台でございますが、毎日出払うぐらゐの頻度がありまして、各課からの要望というのは毎日欠かさずあります。利用頻度が高いということでございます。

以上でございます。（「一番」の声あり）

○議長（峯林宏政） 一番福塚 実議員。

○一番（福塚 実） 集中管理車十四台がフル稼働しているという状態と把握させてもらったらよろしいですね。はい、わかりました。

続きまして、次に（二）の公用車の車検、整備についてですが、資料請求して車検整備の状況を見せさせていただきました。車の整備店によつては規模や状況は様々ですが、また部署によつて所有している台数も異なっております。また車の管理を各部署がしているため、車の車検整備が偏っているように見受けられます。またその状況に対して市に不満、クレームを訴えに来た方がおられるようですけれども、どのような対応で、またその方にとどのような返答をしたのかお答えください。

また偏つた車検整備にならないために、一括して管理していくのが良いと思うのですが、その辺お答えください。

○議長（峯林宏政） 竹田総務部長。

○総務部長（竹田和彦） 一番福塚議員の御質問にお答え申し上げます。

まず、公用車の車検整備の状況でございますが、車両ごとの車検時期に併せて、所管課がそれぞれ市内の事業者に発注し、車検整備を実施している状況でございます。直近の三箇年では、消防車両など、いわゆる特殊車両を除けば、年間平均七十三台の一般車両について車検整備を実施しているという状況でございます。

議員御指摘の「均等な発注機会の確保」につきましては、事業所の規模や従業員数等にそれぞれ違いがあることから、どのような発注方法が最も望ましいかにつきまして、他市の事例等も参考にしながら、更に検討していく必要があると考えております。

現在、公用車の集中管理制度を導入した上、発注業者の偏りを是正するよう努めており、また、公用車所管課にも、その旨の通知をいたしておりますが、今後は、全庁的に横の連携を図つた上で発注先の調整を行うものとして、過去の整備実績なども参考に考慮した上で、可能な限り市内各事業者への均等な「発注機会の確保」に努めてまいりたいと、このように考えております。

市民からの声に対しましても、同じような回答をさせていただいたところでございます。

また、今後の公用車の更新につきましては、経費の節減と環境に配慮して、軽車両の導入に主眼を置いてまいりたいと考えております。
以上でございます。（「一番」の声あり）

○議長（峯林宏政） 一番福塚 実議員。

○一番（福塚 実） その一般の方はその答弁で納得して帰られたと理解させてもらってよろしいのですね。

また今後、普通特定の貨物車両を除く普通車、維持管理費、燃費なども考えて考慮した上で、今後軽車両に替えていくと、財政状況を鑑みて替えていくということで理解させてもらってよろしいですね。はい、わかりました。

更なる努力をしていただきまして、またそういう偏ったことがないようにしていただきたいと思っております。

また車の全般的な管理をしていくというのは、どの部署で管理をするのか、ちよつとお答えください。

○議長（峯林宏政） 竹田総務部長。

○総務部長（竹田和彦） 集中管理につきましては、財政課で管理をしておると、各所管課でそれぞれの車を管理しているということでございますが、二十五年度以降につきましては、こういうようなばらつきもございましたので、車検等につきましても、一括で全庁的な管理を目指して財政課の方で調整していきたいと、このように考えております。

以上でございます。（「一番」の声あり）

○議長（峯林宏政） 一番福塚 実議員。

○一番（福塚 実） それでは、各部署の車は財政課の方で管理して、均等な形でとれるような形をとっていくというふうに理解させてもらってよろしいですね。はい。

それでは、市の財政状況についてです。（二）の財政の健全化についてです。去年完成した五條小学校の屋内運動場、大変立派なものが出来上がり、子供たちも安心して利用でき、災害時も安心できるものだと感じていますが、平成二十五年度の主な事業案の概要を聴かせていただき、消防庁舎の建設事業がありましたけれども、これが七億ほどですね、そして五條市消防庁舎西吉野、これが六千九百万、南和広域医療組合四億、そしてし尿処理施設五億一千万ですか、たくさんのお金が必要になってきます。五條市におきましてね。そしてやまと広域環境衛生事務組合の費用も掛かってきます。また様々な事業や、負担金がありますが、五條市にとって大変必要な事業があるのは、私も理解しているのですけれども、五條市を取り巻く環境は長引く景気低迷と就業人口の減少、若者の流出などにより歳入が減少する一方で、社会保障など

の歳出は増加の一途をたどっておるのが現状です。行財政運営は大変厳しいですが、また市債を発行していくと聴いています。その中で上野公園に、先ほどもありましたが、市立中央体育館の建設の話もきています。また先ほど益田議員が言っていたように、水道、上下水道の十三億という話も聴かせていただきました。市長が就任して二年、様々な箱物行政が連続しているのが現状です。二十五年度の市債は一体どれくらい発行しているのか、またどのような政策で健全化を進めていくのか、京奈和自動車道が開通し、高規格道路の整備計画も進められていく中、市民が不安に思っているのは、他市や他県に比べて様々な面で遅れて、五條市が今のままでは陸の孤島と化してしまうという不安を市民は持っています。市長はばく大な事業計画を行うわけで、明確な歳入増加の政策や事業計画プランをお答えください。二十五年の市債の金額をまずお答えください。

○議長（峯林宏政） 竹田総務部長。

○総務部長（竹田和彦） 一番福塚議員の御質問にお答え申し上げます。

従前より、新市建設計画等に基づく緊急かつ主要な施設整備につきましては、国や県の有利な補助金や合併特例債並びに過疎債など、交付税措置の大きい有利な起債の活用等により、財政の健全化に努めてまいりました。このことから、現状におきましては、経常収支比率を始めとする本市の主要な財政指標につきましては、おおむね良好なものと判断しております。

次に、合併特例債の借入れ最終年度となる平成三十二年の長期的な財政見通しでございますが、先ほども申し上げましたとおり、継続事業の執行や新規事業の着手等により、単年度の起債の借入れ額は増加しております。

今年度、二十五年度市債の総額発行は二十九億を予定しております。一時的な起債の借入れと、単年度の借入れというのは増加が見込まれるわけでございますが、計画的な償還によりまして、借入れ残高は減少気味に推移するという見通しでございます。合併特例債や過疎債の活用によりまして、実質公債費比率や将来負担比率につきましても、引き続き良好な数値を堅持できるものと見込んでおります。

今後とも、国や県の有利な補助制度の情報収集に努めるとともに、企業誘致を始め、観光や地場産業の振興などによる税收の確保、さらに事務事業の効率化による経費の削減等により、市財政の健全化に一層留意してまいりたいと考えております。

以上でございます。（「一番」の声あり）

○議長（峯林宏政） 一番福塚 実議員。

○一番（福塚 実） 合併特例債、様々な有利なものを借りて運営していくことですが、市長におかれまして今まで、就任して二年

ほどになるのですけれども、いろんな建物、体育館やら消防署やら、勢威的にやられていると思うのですけれども、今後、収入は見込めないと思うのですけれども、税収アップとか人口増加とかはね、その中で、この計画、今まで建ててきた中でどういう形でこのものを生かしてやっていく、市長の財政健全化に向けての取組についてのお答えをいただけますか。

○議長（峯林宏政） 太田市長。

○市長（太田好紀） 一番福塚議員の質問にお答え申し上げます。

今担当部長からする説明がありましたけれども、確かに箱物が多いと、こういうことを言われましたけれども、これは私から言うたら過去の経緯から続いているものばかりで、今やっているのはそうと思います。屋内運動場もしっかりですけれども、当然消防庁舎建設は五年前に出来上がっていないけれども現実的に今回に至ったという、こういう形。今後いろんな形の中で事業はしてまいりますけれども、全て新規事業というのはほとんどないと、老朽化したのを建て替えるとか、この体育館の話も新しくぽつと飛び出たみたいな形になっていきますが、これも中央体育館の建て替えということで、本当にそういう面では確かに事業量が多くなっているのは事実です。その中で、先ほど部長の方からお話しあったように、過疎債や特例債等有利な起債を使いながら健全化を踏まえて、ここ流れをずっと見ておりますけれども、大きな起債の償還もどんどん終わっております。そういう形の中では、今後も借金が減っていくような形の中で進んでいきたいと、膨れ上がるということはその流れを見たときにはそれはないというような形の中で、全体を見ながら進めていきますので、その辺は私としても状況を鑑みながらこれからも進めてまいります。そういうように考えております。以上です。（「二番」の声あり）

○議長（峯林宏政） 一番福塚 実議員。

○一番（福塚 実） 市長のそういう借金を増やさないように努力していくことですが、まあ市長がよく言われている元気なまちづくりという中で、どういうような形で五條市に活力を与えていくのかちよつとお答えください。

○議長（峯林宏政） 太田市長。

○市長（太田好紀） 一番福塚議員にお答え申し上げます。

元気な五條市ということになりますと、やはり京奈和自動車道が開通するということが一つの五條市のラストチャンスかなと思っています。いかに五條インターで降りていただけるか、五條に観光客が来るかということが、第一にこれから考えるべきことかな、これから京奈和自動車道が開通するまでに、いかに五條市に降りていただく施策をやっていくかなくてはならない、そういうふうには思っております。

それと企業に關しまして、北宇智工業団地、今のところ三つ企業が決まりました。この間も記者発表、知事と朝日ウッドテックと奈良県庁においてしました。面積が二万坪、今第一期工事で建てておりますけれども、そこで働く人が多く、今は一時的な一時の建て替えをしますけれども、三期工事までするというところで、最終大阪から全てこっちへ持ってくるということをお願いしております。そうならば、働く場所が確保できれば若い人の定住にもなると、そういうことも今後企業誘致としても頑張つてまいりたいとそういうように思っております。

以上です。（「一番」の声あり）

○議長（峯林宏政） 一番福塚 実議員。

○一番（福塚 実） 私も前に市長が就任されたときに質問させてもらつて、京奈和自動車道の開通に併せて五條市を活性化していくという話を聴かせてもらいましたので、更なる努力をしていただきまして、五條市の更なる発展ができるように、他市、他県に遅れをとらないように、御所にしても橋本にしても着々と進んでおりますので、開通した時点で五條が取り残されていないような状況を市長努力して作っていただきたいと思ひます。よろしくお願ひしておきます。

それでは、三番の（仮称）五條市新し尿処理施設について。（二）の契約の相手方について説明してください。

○議長（峯林宏政） 檜内市長公室長。

○市長公室長（檜内成吉） 一番福塚議員の御質問にお答えいたします。

（仮称）五條市新し尿処理施設建設工事は、平成二十四年九月三日に総合評価落札方式一般競争入札の公告をし、平成二十五年二月一日に開札した結果、水 i n g 株式会社が消費税抜きで十三億六千三十六万六千円で落札いたしました。評価値は九八・四二二でございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「一番」の声あり）

○議長（峯林宏政） 一番福塚 実議員。

○一番（福塚 実） 水 i n g 株式会社の実績や規模を教えてくださいませんか。

○議長（峯林宏政） 檜内市長公室長。

○市長公室長（檜内成吉） 一番福塚議員の御質問にお答えいたします。

水 i n g 株式会社の概要でございますけれども、旧の株式会社荏原製作所でございます。平成二十三年に現在の水 i n g 株式会社に商号を変更しております。資本金六億五千万円で、前年度の売上高は六百八十九億八千六百七十七万二千元、従業員数は三千百九十一人で

ございます。

主な事業内容は、環境衛生施設、公害防止プラント等の運転・維持管理で、汚泥再生処理センターの施工実績といたしましては、主に、長崎県におきまして、平成十七年三月に処理規模、日量でございますが、一四八キロリットルの汚泥再生処理施設を、また愛知県におきまして、平成十八年三月に処理規模日量一三〇キロリットルのクリーンパークを、福岡県におきまして、平成十九年三月に処理規模七三キロリットルの環境センターをそれぞれ完成し、引渡しを完了しておるところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「一番」の声あり）

○議長（峯林宏政） 一番福塚 実議員。

○一番（福塚 実） 今話を聞かせてもらいましたら、水in g株式会社の実績や規模はかなり大手の立派な会社だというふうに理解させてもらっております。

それでは、この水in g株式会社が契約業者になっている、また頭に挙がっている土木建築業者について、お答えください。

○議長（峯林宏政） 檜内市長公室長。

○市長公室長（檜内成吉） 一番福塚議員の御質問にお答えいたします。

水in g株式会社の総合評価落札方式の技術提案の地元企業の中の土木建築工事でございますけれども、これにつきましては、五條市のAランクの業者の提案となっております。

以上、答弁とさせていただきます。（「一番」の声あり）

○議長（峯林宏政） 一番福塚 実議員。

○一番（福塚 実） Aランクの業者ってどこですか。

○議長（峯林宏政） 檜内市長公室長。

○市長公室長（檜内成吉） 株式会社田原建設さんでございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「一番」の声あり）

○議長（峯林宏政） 一番福塚 実議員。

○一番（福塚 実） 田原建設ということですね。

正規の入札がなされて公平公正な入札で、プロポーザル方式かどうかわかりませんが、その辺でやられていると思いますけれども、五條小学校の屋内運動場や消防庁舎のJV業者、また新し尿処理施設、これまた続いて田原ということですので、同じ業者では、市民の中ではいろんな疑惑や疑念の声がかかるのが事実ですので、私もこれは新し尿処理施設、五條市にとって大変重要な工事であって、川端の市民に対しても必要な施設だと思っておりますので、これは頑張っていたいただきたいと思えます。

またそういう不安や疑念を持っている方がおるといことだけ、理解しておいてください。

それでは、私の一般質問は終わらせていただきます。

○議長（峯林宏政） 以上で、一番福塚 実議員の質問を終わります。

次に、七番藤富美恵子議員の質問を許します。七番藤富美恵子議員。

〔七番 藤富美恵子質問席へ〕

○七番（藤富美恵子） 議長より発言の許可をいただきましたので、通告いたしましたとおり一般質問をさせていただきます。
一番、体罰について。

大阪市立桜宮高校のバスケットボール部主将の男子生徒が、顧問の男性教員から体罰を受けた後に自殺した問題で、奈良県教育委員会は、県内の公立学校に通う児童・生徒全員と教職員、保護者を対象に、平成二十四年度の事案に限定して体罰の有無や内容を把握するため、「体罰の実態調査」を実施すると報道されておりました。

この「体罰の実態調査」はされましたか。

○議長（峯林宏政） 町口教育部長。

○教育部長（町口正治） 七番藤富議員の御質問にお答えを申し上げます。

体罰の調査につきましては、大阪の桜宮高校の体罰事件の報道があった直後の一月下旬、本市教育委員会独自で各小・中学校の管理職に対し、平成二十四年度中における体罰についてのヒアリング調査を実施し、その結果、全校とも体罰はなかったとの状況を確認しております。

また、国では、このような事態を重んじて各都道府県に体罰禁止の徹底及び体罰に係る実態把握についての調査を依頼し、それを受けて、奈良県教育委員会から、二月十三日、本市に対し調査の依頼がございました。

この調査の実施につきましては、三月四日、保護者に調査の実施を知らせるとともに、体罰で気に掛かることがあれば学校に相談をしてい

ただくように文書を配布し、そして児童・生徒には、三月六日、いつ、誰に、体罰をされたのか、どのようなことをされたのか、体罰をどのように思いか等についての調べを記名式で行ったところでございます。

調査の集計につきましては、三月十五日、市教育委員会で取りまとめ、三月二十五日に県教育委員会へ提出することとなっております。

調査内容につきましては、A、体罰、B、行き過ぎた行為、C、厳しい指導、D、通常の指導の四つに分け、A、体罰、B、行き過ぎた行為につきましては、校長の指導が必要なものか、市教育委員会若しくは県教育委員会の懲戒が必要なものかに分類し、体罰と認められるものにつきましては、教育委員会として、子供の側に立って、厳正に処分することとなっております。

いずれにいたしましても、本市では日頃から、校・園長会や生徒指導協議会等で、体罰は児童・生徒を身体的にも精神的にも傷つけるものであり、決してあつてはならないものと指示してまいりましたが、今回の調査を通して、その状況を的確に把握し、更に指導を進めてまいりたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。（「七番」の声あり）

○議長（峯林宏政）七番藤富美恵子議員。

○七番（藤富美恵子）大阪市の市外部監察チームの報告書では、顧問が、生徒に対する暴力を指導の一環であると位置付け、指導方法として効果的であるとの考えの下、恒常的に、時には相当強く、かつ執ように行っていたと認定し、顧問の暴力が自殺の大きな要因で関連性があると指摘。

大阪市教育委員会もそれを受けて、二月十三日付けで顧問を懲戒免職処分にしました。

さらに、体罰は学校教育法で禁じられていますが、報告書では、この顧問の行為をそれ以前の暴力であると断じ、指導上、生徒に手を挙げることについて、顧問が効果的な指導方法と考えていたことを指摘しています。

また、この顧問は、従属的な立場にある生徒に対し、問題行動や非行為の制止目的ではなく、スポーツ指導上のプレーのミスなどを理由に、繰り返し暴力を加えていたとのことですが、体罰について、教育長の考え方をお尋ねいたします。

○議長（峯林宏政）堀内教育長。

○教育長（堀内伸起）七番藤富議員の御質問にお答え申し上げます。

今般、大阪市の市立高校で体罰に係る重大な事案が発生するなど、多くの学校で体罰の存在が問題となり、顕在化している状況にあります。

その現状に接し、事の重大性を教育委員会として深く認識をしているところであります。

先ほどもお話がございましたけれども、体罰は、学校教育法第十一条で禁止されている決して許されない行為であり、市教育委員会としては、児童・生徒の指導に当たっては、いかなる場合においても、殴る、蹴る等の身体に対する侵害、正座、直立等を長時間課すなどの肉体的苦痛を与える懲戒である体罰を行ってはならないと、これまで全ての教職員に対する指導を行ってきたところであります。

まして、今回のように、児童・生徒の健全な育成を目指す学校教育の場にあつて、児童・生徒がいじめや体罰によつてしん吟し、悩み、将来あるかけがえのない生命を自ら絶つといった行為に至らしめるようなことは絶対にあつてはならないと強く認識をしています。

市教育委員会としては、今回の調査を通して、改めて実態の把握を行いたいと思っております。全くないということも申し上げられませんし、またあるということも現在では申し上げられませんが、児童・生徒の指導の在り方を点検して、先生方は温かく、厳しく指導するという形ではありますけれども、それであつたとしても、体罰やそれと疑われる行為の絶無を期して、良好な人間関係の上に立つて教育が進められるよう、これからも指導を進めてまいりたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。（「七番」の声あり）

○議長（峯林宏政）七番藤富美恵子議員。

○七番（藤富美恵子）次に二番、市営墓地についてお尋ねいたします。

広報五條一月号に市営墓地の使用者の募集をしております。まず、募集結果をお尋ねいたします。

○議長（峯林宏政）辻産業環境部長。

○産業環境部長（辻 信彦）七番藤富議員の御質問にお答え申し上げます。

市営墓地につきましては、新墓に四区画、芝添墓地に一区画の返還がありましたので、親族等の焼骨を所有しているという緊急性を要件に、使用者の募集を行いました。

募集期間は平成二十五年一月四日から一月二十五日まで受付を行い、十名の応募がございました。

二月十五日に中央公民館におきまして、二名の辞退者を除く八名で公開抽選を行った結果、五区画全ての使用者が決定いたしました。

二月二十八日までに永代使用料の納付が完了し、三月五日付けで墓地使用許可証を送付いたしました。

今後も墓地の返還がありましたら、住民のニーズに応えられるよう、迅速に使用者の募集を行っていきたくと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。（「七番」の声あり）

○議長（峯林宏政）七番藤富美恵子議員。

○七番（藤富美恵子）これまでにも、市民の皆さんの関心の高いこの墓地問題については、平成二十年九月議会でも一般質問をしております。

その当時の市営墓地整備事業の基本調査の資料では、人口三万五千人では、二千二百基必要、そして平成二十一年五月当時の資料では、墓地の整備計画基数は、人口三万六千六百人では、一千六百から一千七百基必要とのことでしたが、実際今現在、墓地はどのくらい不足しているのかお尋ねいたします。

○議長（峯林宏政）辻産業環境部長。

○産業環境部長（辻 信彦）七番藤富議員の御質問にお答え申し上げます。

現在、市営墓地につきましては、御承知のとおり、墓地の使用要望が数多くある中、新規に募集することのできる墓地の空きは残っておりません。この墓地不足は、五條市において、大規模住宅開発が行われたときからの大きな課題であります。

五條市が、人口五万人構想を掲げた時点では、三千二百基の墓地が必要となっておりますが、現在の人口が三万五千人でありますので、今のところ一千六百基から一千七百基が不足している状況であると考えております。

以上、答弁とさせていただきます。（「七番」の声あり）

○議長（峯林宏政）七番藤富美恵子議員。

○七番（藤富美恵子）今この平成二十五年度に、新たな墓地整備に資する候補地評価を行うための予算として調査業務委託料百九万円が計上されております。

墓地については、これまで前々市長、前市長もいろいろ検討をされております。墓地不足を解消するために五條市墓地建設検討委員会等を作って取り組んでおりましたが、今日に至るまで墓地建設は実現しておりません。

墓地の用地の確保は、地元の了解をなかなか得られず、大変難しいということとは私もよく承知しておりますが、しかしながら、現実に墓地は不足しており、墓地を求める市民の皆さんの声があり、墓地がないまま、このままいくというわけにはまいりません。

墓地は五條市で住み続けていく市民にとって欠くことのできない必要な施設でございます。

以前、市の許可を得ずに勝手に墓地を造り売買し、大問題になったことがございました。それは五條市に墓地が不足していることから起こ

った問題でございます。

不足している墓地を、今後どうするのか。市長にお尋ねいたします。

○議長（峯林宏政） 太田市長。

○市長（太田好紀） 七番藤富議員の質問にお答え申し上げます。

今、部長の方からも説明がありましたように、墓地は不足しているということでもありますけれども、過去からの経緯で大変難しいということも御理解していただいておりますけれども、大和ハウスからいただいた土地も現在そのままの状態になっているということで、あの墓地用地をどうにかできないかということは大和とも協議した経過もございました。なかなか厳しいということで、まずはその一千六百基、一千七百基というよりも、五百でもできないかということで、今努力をしております。そんな形の中で、特に今までの過程を踏まえながら再度対応すべく二十五年度においてもそういう対応をしていきたいということで、鋭意努力したいと、そういうように考えております。

以上です。（「七番」の声あり）

○議長（峯林宏政） 七番藤富美恵子議員。

○七番（藤富美恵子） 以前大和ハウスより無償譲渡された公共用地を墓地として利用できるかということと質問させていただきましたときに、当時の生活産業部長は、まあ墓地の整備基数は四百三十四と、市が必要としている墓地の約四分の一程度と少なく、工事費については六億円相当掛かるという結果から、この用地については、事業化はきわめて難しいと判断したと、このように答弁されています。

墓地の用地を確保するのが、今も市長から答弁いただきましたが、いかに難しいことであっても、市民が墓地を必要とする以上、市としては、新しく墓地用地を確保しなくてはいけません。

五條市から引越しされる方の中に、五條市に墓地がないから、橋本市に引越すんやという、そういう方の中にはおられます。五條市に墓地がないため橋本市に引越すということのないようにしていただきたいと思えます。

次に、家庭用生ごみ処理機器購入費補助金四百万円についてお尋ねいたします。
まず、この事業目的をお尋ねいたします。

○議長（峯林宏政） 辻産業環境部長。

○産業環境部長（辻 信彦） 七番藤富議員の御質問にお答え申し上げます。

本事業は、かねてから要望のあった事案でございます。今回、ごみ処理の広域化に伴い、減量化施策を契機として、一般家庭から排出される生ごみを堆肥化するための必要機器を購入するに当たり、その費用の一部を助成するものであります。

この事業により、やまと広域環境衛生事務組合への負担割合の軽減、ごみの減量化の促進、生ごみの再生利用などによる資源循環型社会の構築を目的として行っていく所存でございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「七番」の声あり）

○議長（峯林宏政）七番藤富美恵子議員。

○七番（藤富美恵子）次に、事業内容をお尋ねいたします。

○議長（峯林宏政）辻産業環境部長。

○産業環境部長（辻 信彦）七番藤富議員の御質問にお答えを申し上げます。

事業内容につきましては、まず、助成内容であります。生ごみ処理機器の購入費用の二分の一を助成するもので、限度額三万円までと考えております。

助成要件などにつきましては、市内在住の家庭で使用する方を対象としております。

助成対象機器は、生ごみを乾燥処理、あるいはバイオの力で処理する電気式などについては、八十基程度、コンポスト型、EMぼかしを活用したバケツ式は、併せて四百組程度を予定しております。

なお、EMぼかしを利用したバケツ式につきましては、助成事業と併せて講習会を実施することとしております。

なお、一世帯当たりの助成台数は、電気式一台、コンポスト型二基、EMぼかし等を利用したバケツ式につきましては、三基までと考えております。

今年度は、開始年度で第一段階でございます。

今後、市民の方々の反響を見ながら、検討を重ね、継続的に実施していきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。（「七番」の声あり）

○議長（峯林宏政）七番藤富美恵子議員。

○七番（藤富美恵子）次、この四百万円の補助金を交付することによる事業効果をお尋ねします。

○議長（峯林宏政） 辻産業環境部長。

○産業環境部長（辻 信彦） 七番藤富議員の御質問にお答えを申し上げます。

事業実施による効果につきましては、四百万円の助成金で四百八十世帯が実施したと仮定した場合、五年間で三四五トン、みどり園での焼却費だけでも一千四百七十万円相当の軽減が可能と推測されます。さらに、この事業実施によりごみの減量化・再資源化を意識付けることができ、ごみの分別や資源循環型社会への認識を深めることができるものと考えております。

なお、事業詳細については、現在、みどり園で最終調整を行っており、新年度に入り次第実施していきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。（「七番」の声あり）

○議長（峯林宏政） 七番藤富美恵子議員。

○七番（藤富美恵子） お隣の橋本市は平成十八年度よりこの助成を開始しております。生ごみ堆肥講習会に参加した希望者には、容器を無償提供し、資材についても継続的に無償提供しています。

五條市も、広く普及させるためには、橋本市のように資材、EMぼかしの無償提供、あるいは市が幾らかの補助をしていたいただきたいと思えます。しかしながら、例えば、私が生ごみ処理機器を購入して、堆肥化したとしても、残念ながら、その堆肥を利用する場所がございません。

そこで以前から何度も提案させていただいておりますように、市が窓口となって、遊休農地・耕作放棄地等を利用して、市民農園等を造っていただきたい。市民農園を借りて、家庭菜園ができるようになれば、私が作った堆肥も有効利用できるわけでございます。

ともかくにも市に窓口を作って取り組んでいただきたいと思いますが、市長、いかがですか。

○議長（峯林宏政） 太田市長。

○市長（太田好紀） 七番藤富議員の質問にお答え申し上げます。

ただいま御提案をいただきました件について、確かに農業を営んでいない市民の方々が、実際この補助金を使って購入した家庭用生ごみ処理機器で作られた肥料を活用するための農地を借りたい方もおられると思います。

そこで他市町村でも実施されている市民農園的なものを行政または市民団体にて土地を確保し、貸手と借り手のお手伝いをするのができればいいと思っております。

市民農園の効果は、耕作放棄地の解消はもちろんのこと、お年寄りや女性の方にも農地で野菜等を栽培しながら自然の中で土に親しみ、農作業を通じてふれあいを深めたり生きがいを感じる場を提供し、農業に対する理解を深め、より健康の増進につながると思っております。

また、一定の収穫を上げることにより、農業規模を拡大し、収入につながることも考えられるのではないかと思っております。そういったサイクルにて五條市の農業の向上につながり、ひいては五條市の求める循環型社会に構築できると思っております。

今後、五條市でも耕作放棄地を有効利用するために、農地の貸出しに積極的に取り組んでまいりたいと、そういうふうを考えております。実際、今言ったような形ですけれども、私はサイクルを作りたいと、基本的に今、土地が荒れたところが多いと、耕作放棄地が多いということ、県がいろいろとデータを確保してくれています。そういう中で、今度は貸手、借手を手をどうしていくかということ、なかなかいろいろな先進地例を見ていると、難しいところもありますけれども、まずはどこかでモデルケースを作りたいと、そしてその中で今言ったように市民農園的なものをまずやっていきたい。そこで今言ったように、このごみ処理機、せっかく作ってもそれは使えない。例えては、田園であれば家が建っていて駐車場があつて、庭はほとんどない。庭があつてもそういう野菜ができないという、そういうこともあります。そんな形の中で、そういう方々に、できればそういう一つの形を整えるために、そしてそういう機会を、これは新年度からやりますけれども、継続的に進めていきたいと、今言ったように、EM菌とかいろんなぼかしの問題もあります。ほかのところでもそれはいろんな形でやっておりますが、まずは、今回まだ手探りなどところもございませう。どういふ形の中で市民の皆さんが、どれだけの方がこれに参加をしていただけたかという、それによって来年度、再度それによって考えていきたい。そういうふうに思っております。それにおいては、この私、五條市がやまと広域でやるところにごみを持っていく、その量が減ればうちはその分が助かるということなんで、できれば五條市内の中でそういう循環型でやっていくように、そういうふうに今進めてまいりたいと、そういうふうを考えております。

以上です。（「七番」の声あり）

○議長（峯林宏政）七番藤富美恵子議員。

○七番（藤富美恵子）今事業目的の、生ごみの減量化だけでなく遊休農地、耕作放棄地等の解消にもなりますので、是非なるべく早く実現していただきたいと思っております。

次の質問に移ります。

次に、太田市長の「五條市が推進すべき事業」についてお尋ねいたします。

太田市長が誕生して約二年がたとうとしています。太田市長の「五條市が推進すべき事業」について、お尋ねいたしますが、まず、五條小学校の屋内運動場が平成二十四年十月にしゅん工いたしました。今後、どのような事業を計画されていますか。事業名と事業費及びしゅん工年月をお尋ねします。

○議長（峯林宏政） 太田市長。

○市長（太田好紀） 七番藤富議員の質問にお答え申し上げます。

これから述べる推進事業につきましては、合併時に策定した新市建設計画に基づく事業を始め、生活に直結した施設など本市の懸案事業の施設の建設が主なものであります。

先ほど藤富議員がおっしゃいました屋内運動場本体工事費は四億七千二百万円、しゅん工は平成二十四年の十月でありました。

続いて、五條市消防庁舎本体工事費約九億八千万円、しゅん工は平成二十五年の十月、今年十月であります。

そして、先ほどもお話がありましたように、中央体育館本体工事約十億円ということになっております。しゅん工は平成二十六年三月。

次に、新し尿処理施設本体工事費約十四億三千万円、しゅん工は平成二十七年三月。

次に、南和広域医療組合の救急病院等の事業費における五條市の負担分約十九億四千万円、しゅん工は平成二十七年九月。

次に、やまと広域環境衛生事務組合の新ごみ処理施設本体工事費における五條市の負担分、約三十七億、しゅん工は平成二十九年三月。

次に、五條市新庁舎本体工事約三十億円、しゅん工は平成三十二年の三月であります。

これらの事業費は、平成二十四年から平成三十二年の九箇年で約百二十五億円となりますが、合併特例債の活用により実際の市の負担額は約二十八億円と見込んでおります。

以上であります。（「七番」の声あり）

○議長（峯林宏政） 七番藤富美恵子議員。

○七番（藤富美恵子） もうほかにございませんか。

老人ホーム花咲寮とか、言うていただけましたか。……確定はしておりませんが、この間の市長の施政方針の中で老人ホーム花咲寮という言葉も出てきましたので、五條市が推進すべき事業ということについて、もしそういう確定はしていないけれども、今後そういうことをしていきたいというのがありましたら、その花咲寮も入れまして、答弁いただきたいと思えます。

○議長（峯林宏政） 太田市長。

○市長（太田好紀） 七番藤富議員の質問にお答え申し上げます。

花咲寮がここに入っていないということは、まだいつの時期にするかと、方向性、内部と外部で、検討委員会で一応建て替えるということ
は決定しましたけれども、それを民間で全てを建て替えるのか、それとも五條市が建て替えて指定管理にするのか、いろいろな方法がありま
すけれども、まだそこらが定かでないということがございますし、また金額的にどの規模でやっていくかという、細かいことというのはまだ
決まっておらず、数字的な金額もわかっておりませんので、ここには入れていないと。当然これがある程度の協議をした中で進めていく中
は、その事業もこれから入る可能性もあるということも事実のとおりであります。

以上です（「七番」の声あり）

○議長（峯林宏政） 七番藤富美恵子議員。

○七番（藤富美恵子） いろいろこれから事業がいつぱい目白押しでございますけれども、この間の四日の監査報告で、前市長が行った早期退職
制度の導入による大幅な職員の削減や公共事業の抑制により市の財政状況は大幅に改善された。しかしながら、今後も大規模な事業が控えて
いるため、再び財政状況が悪化する恐れがあるとの指摘がありました。

せっかく借金が減っても、これらの事業を行えば、また借金が増える、元に戻るわけでございます。先ほどの福塚議員と多少質問が重複い
たしますけれども、五條市の税収が減収とする中で、今後五條市の財政は本当に大丈夫なのか。改めて市長にお尋ねいたします。

○議長（峯林宏政） 太田市長。

○市長（太田好紀） 七番藤富議員の質問にお答え申し上げます。

先ほどから御説明を申し上げた諸事業につきましても、消防庁舎や市役所庁舎、新市建設計画に基づく事業を始め、南和広域救急病院等、
ごみ処理施設、さらに、し尿処理施設や中央体育館など、広域行政の推進や老朽化のため、建て替えが急務であるなど、いずれも本市の懸案
事項であったものとなっております。

なお、これらの事業の推進に係る事業費は、総額で約百二十五億円と推計いたしておりますけど、いずれも、合併特例債や過疎対策事業債
の活用を図ってまいりますため、実際の市の負担額は、総事業費の四分の一以下の約二十八億円と見込んでおります。

また、先ほどの総務部長からも答弁いたしておりますが、これら事業の実施年度における市債残高につきましても、一時的な増加が見込ま

れますが、計画的な償還等により、借入れ残高は再び減少して推移する見通しでありまして、市の財政状況につきましては、今後とも現状を維持できるものと判断をしております。

なお、健全な財政状況を維持するため、より一層行財政改革を推進し、歳入の確保につきましても、企業誘致などによる新たな税収の確保を図るとともに、合併に伴う交付税算定特例措置の維持等について、関係市町村との連携を密にしながら、国等に対し、精力的に陳情してまいりますと考えております。

以上で答弁を終わらせていただきます。（「七番」の声あり）

○議長（峯林宏政）七番藤富美恵子議員。

○七番（藤富美恵子）いずれにいたしましても、「再び財政状況が悪化する恐れがある。」という監査報告もございしますので、不要・不急な事業は控えていただきたいと強く申し上げておきます。

最後に五番、女性管理職の積極的な登用について。この質問は何度もしております。太田さんが市長になり、今年度初めて女性が部長に登用されました。

しかしながら、まだまだ女性の管理職は少ないというのが現状でございます。

公室長に、女性管理職の人数とその占める割合をお尋ねいたします。

○議長（峯林宏政）樫内市長公室長。

○市長公室長（樫内成吉）七番藤富議員の御質問にお答えいたします。

全職員につきましては、五百九人でございます。

部長に対しましては、部長級が九人に対しまして女性が一名、比率は一一・一パーセントでございます。

次長級は、全部で八名ですが、女性の方はおりません。ゼロパーセントでございます。

課長級、全部で三十四名のうち、女性が二名でございます。比率は五・九パーセントでございます。

課長補佐級六十五人中、女性が十六名、二四・六パーセントでございます。

部長から課長補佐までの合計人数は百十六名、そのうち女性につきましては、十九名の二六・四パーセントでございます。以上、答弁とさせていただきます。（「七番」の声あり）

○議長（峯林宏政）七番藤富美恵子議員。

○七番（藤富美恵子）今、公室長より答弁いただきましたように、管理職の合計百十六名のうち、男性管理職九十七名に対し、女性管理職は十九名、率にして一六・四パーセントでございます。人口の半分は女性でございます。これでは、男性の視点ばかりで、行政に女性の視点が生かされておりません。私は自民党ではございませんが、今回安倍総理になり、党三役の総務会長と政調会長が女性になりました。

国も三〇パーセントを指すということでございますので、五條市も三〇パーセントを指し、女性職員をもっと積極的に管理職として登用していただきたいと思いますが、市長いかがでしょうか。

○議長（峯林宏政）太田市長。

○市長（太田好紀）七番藤富議員の質問にお答え申し上げたいと思います。

女性の管理職の登用につきましては、男女を問わず能力のある職員、やる気のある職員を管理職として登用したいと思っております。昨年、部長ということで、女性の方になっていただきました。これを一つのきっかけとして今後もやる気のある者、前向きに考えて五條市を変えていこうと、お互いそういう気持ちの持てる方をどんどん起用していきたいと、そういうふうにも思っておりますけれども、ただ女性ばかりといって、男女もやっぱり公平な形の中で、今までは女性が確かにそういう面では少なかったということで、それは公平な形の中で女性でも当然やる気のある者はどんどん登用していきたい。そういうふうに考えております。

以上です。（「七番」の声あり）

○議長（峯林宏政）七番藤富美恵子議員。

○七番（藤富美恵子）やる気のある女性、能力のある女性はたくさんおられますので、「五條市に住んで良かった。」と思えるまちづくりに、女性の能力をフルに活用していただきたいと思えます。

終わります。

○議長（峯林宏政）以上で、七番藤富美恵子議員の質問を終わります。

お諮りいたします。本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思いますと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（峯林宏政）御異議なしと認めます。よって本日はこれにて延会することに決しました。

明日八日午前十時に再開し、一般質問及び議案審議を行います。
本日はこれにて延会いたします。

午後四時十分延会